



SHIMANE SHINKIN BANK

REPORT 2024

しまね信用金庫の現況



02	ごあいさつ	21	事業の運営に関する事項
03	基本方針、経営方針	26	主要な事業の内容
04	第7次しましん中期経営計画	32	各種サービスのご案内
05	100周年記念事業	34	各種手数料一覧
07	しまね信用金庫 SDGs宣言	37	事業の組織
08	トピックス2023	43	しましんのあゆみ
09	事業の概況	44	財務資料
11	社会的責任と地域貢献活動	66	開示項目

ごあいさつ

皆様には、平素よりしまね信用金庫に、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに、皆様に“しましん”をより親しみを持っていただけるよう、業績の推移、日常の業務活動、コンプライアンス、リスク管理等の内部管理態勢、地域社会との繋がりなどをまとめたディスクロージャー誌「REPORT2024」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2023年度の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、個人消費やインバウンド消費の回復などにより、緩やかな景気回復が続きました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢等の地政学リスク、欧米における金融引き締め及び世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰、人手不足問題等により依然として景気の下押し懸念は強く、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当金庫は新型コロナウイルスで影響を受けられましたお客さまに対する資金供給や返済条件の緩和対応等の資金繰り支援は当然のことながら、経営サポートとして補助金・助成金の情報発信や申請支援、人材確保やDXなどに資する情報提供、売上確保のための販路開拓支援等に取り組んでまいりました。

当金庫におきましては、2024年4月より「第7次しましん中期経営計画」をスタートさせ、「地域社会、お客様のために」をテーマに掲げ、引続きお客さまや地域が抱える課題の解決に向け取り組んでまいります。

当金庫は2024年5月9日に創立100周年を迎えました。これもひとえに、地域の皆さまからの長年にわたるご支援とご愛顧の賜物であり、役職員一同心より感謝申し上げます。

「100年分の感謝をこめて、これからもあなたと共に 地域と共に」をスローガンに、信用金庫の原点である相互扶助の精神を忘れることなく、さらに地域の発展に邁進してまいり所存ですので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年7月

しまね信用金庫

理事長 藤原 俊樹

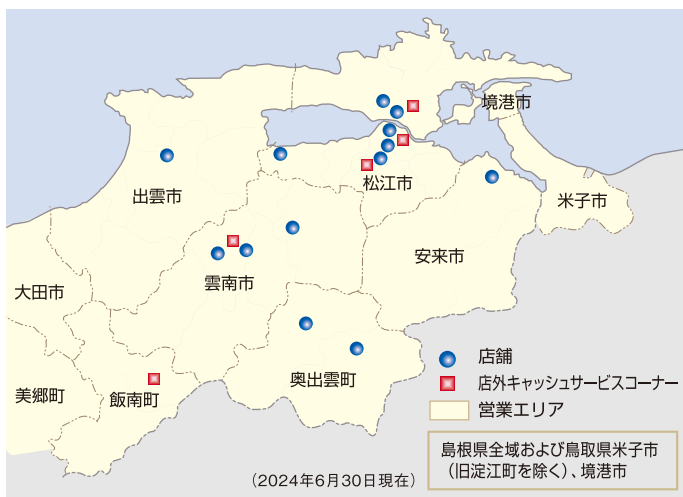


基本方針

- ・地域協調を軸に、中小企業の繁栄と住民福祉の向上に尽す。
- ・健全経営を基に、業務の刷新拡張に努め、日々前進する。
- ・仕事を愛し、教養を高め、豊かな生活の実現を図る。

経営方針

地域社会の発展に貢献するとともに、地域密着により経営基盤の強化、健全経営に努め、地域から信頼される信用金庫をめざします。



プロフィール (2024年3月末)

創立	大正13年5月
本店所在地	島根県松江市御手船場町557-4
出資金	407百万円
常勤役員数	107人
預金	123,687百万円
貸出金	67,373百万円
インターネット	https://www.shimane-shinkin.co.jp/

第7次しましん中期経営計画

【計画期間】2024年4月1日～2027年3月31日

メインテーマ

あなたの隣に、いつも“しましん”

～地域社会、お客様のために～

基本戦略

1. 地域支援の取組み強化

01

事業者支援

- ・本業支援
- ・事業承継支援
- ・創業支援

02

個人支援

- ・資産形成支援
- ・生活設計
- ・生涯設計支援

03

地域社会支援

- ・災害対策支援
- ・まちづくり、
地域活性化支援
- ・その他の地域支援

04

SDGs

- ・地域経済の持続的繁栄
- ・暮らしやすい地域社会
の実現
- ・子どもの健全育成
- ・環境問題への取組み

2. 収益基盤の構築

- ◆業容の拡大
- ◆収益力の強化
- ◆業務効率化の推進
- ◆経営管理態勢の強化
- ◆人材育成の強化

計数目標

(2024年度)

収益

コア業務純益
380百万円

100周年記念事業

■ スローガン

100年分の感謝をこめて、これからもあなたと共に 地域と共に

創立100周年を記念し、地域の皆さまに感謝の気持ちをお伝えするとともに、地域社会・地域経済の更なる発展を願うという想いをこめております。

■ ロゴマーク



100年分の感謝をこめて
これからも あなたと共に 地域と共に

100周年の「100」の文字をベースに、左側のしまね信用金庫のロゴカラーに合わせた丸は「しまね信用金庫」、右側のレインボーカラーの丸は「地元地域」をイメージしており、円(縁)と円(縁)を繋げることで、しまね信用金庫がお客様や地域の方々との繋がりを大切にしていきたいという気持ちや、これからもお客様に寄り添ってきたいという想いをこめました。

また、右側の丸には街並みのイラストを入れており、100年間地域の方々に支えていただいた感謝の気持ちと、これからの100年先も地域と共に新たな景色をつくってきたいという希望をこめて、レインボーカラーで表現しました。

■ 記念商品



特別金利定期預金『おかげさま』



創立100周年記念定期積金



しましん カーローン金利引下げキャンペーン



しましん 教育ローン「希望」

社会貢献事業

児童養護施設へのいちご狩り体験の寄贈

いちご狩り体験をしていただいた児童の方々より、素敵な絵をいただきました。



6市町社会福祉協議会への寄付

創立100周年記念事業の一環として、更なる地域の福祉向上に尽くため、当金庫の店舗・出張所が所在する県東部6市町の社会福祉協議会様※に、それぞれ50万円、計300万円の寄付金を贈呈させていただきました。

※松江市、出雲市、雲南市、安来市、奥出雲町、飯南町の6市町社会福祉協議会様



イベント

一畑電車での記念ヘッドマーク電車の運行

2024年5月9日に創立100周年を迎え、この記念日に当金庫のヘッドマーク・車内広告を付けた記念電車を運行するとともに、松江しんじ湖温泉駅にて新たな100年に向けた出発式を開催しました。



ロゴ入りクッキー配布





しまね信用金庫は、協同組織の理念である相互扶助の精神並びに「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」という信用金庫のビジョンのもと、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

重点項目

01 パートナーシップの発揮

- ・協同組織として、パートナーシップの発揮や地域社会とのネットワークの更なる強化に努め、もって地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- ・複雑化、多様化する地域社会の課題やニーズに適切に対応するため、全国の信用金庫や中央機関等との業界ネットワークを積極的に活用することで、地域の制約を超えた質の高いサービスの提供に努めます。



02 地域経済の持続的繁栄

- ・社会経済環境に応じて変化するお客さまのニーズや課題を踏まえた信用金庫らしいサービスの提供に努め、地域とともに持続的な発展を目指します。
- ・中小零細事業者の経営サポートを一段と強化し、事業活動の持続可能性を高めることを通じて、地域経済の維持・発展に貢献します。
- ・技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- ・地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取組みをサポートします。



03 暮らしやすい地域社会の実現

- ・地域を支えるみなさまの健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- ・高齢のお客さまにとって、わかりやすく利用しやすい金融サービスの提供を目指します。
- ・地域のみなさまの将来に向けた安定的な資産形成をサポートします。
- ・地域や関係機関との連携のもと、犯罪や不正の防止につながる取組みに努めます。
- ・地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組みをサポートします。
- ・職員にとって働きやすく多様な価値観を大切にする職場環境の実現に努めます。



TOPICS 2023



2023年4月-2024年3月

- 04.03 地方税統一QRコードを活用した窓口収納の取扱いを開始しました。
- 04.08・09 第8回しましんカップミニバスケットボール大会を開催しました。
- 05.29 「しましん通帳レスアプリ」にカード喪失の届出機能を追加しました。
- 06.15 「第10回雲南(雲南市・奥出雲町・飯南町)観光・特産品フェア」を開催しました。
- 07.01 『GX支援資金』の取扱いを開始しました。
- 07.11 キャッシュレス決済サービス「PayPay」との口座連携を開始しました。
- 08.23 「しましん医療技術者養成奨学金」を奨学生に支給しました。
- 09.01 スマホ決済サービス「BankPay」の取扱いを開始しました。
- 09.01 個人間送金サービス「こころ送金」の取扱いを開始しました。
- 09.26 キャッシュレス決済サービス「J-Coin Pay」との口座連携を開始しました。
- 10.30 島根サノオマジックホームゲームの無料招待企画「しましんミニバス招待キャンペーン」を開始しました。
- 12.01 創立100周年記念 しましんカーローン金利下げキャンペーンを開始しました。
- 12.01 創立100周年記念 しましん教育ローン「希望」キャンペーンを開始しました。
- 01.04 創立100周年記念特別金利定期預金「おかげさま」を発売しました。
- 01.04 創立100周年記念定期積金「おかげさま」を発売しました。
- 01.11 ダイハツ工業株式会社の生産及び出荷停止に伴うご相談窓口を設置しました。
- 01.11 能登半島地震災害に対する相談窓口を設置しました。
- 01.31 法人向けアプリ「法人バンキングアプリサービス」の取扱いを開始しました。
- 02.29 経営者保証に関する取組方針を公表しました。
- 03.18 「しましんスプリングキャンペーン2024」を開始しました。

事業の概況

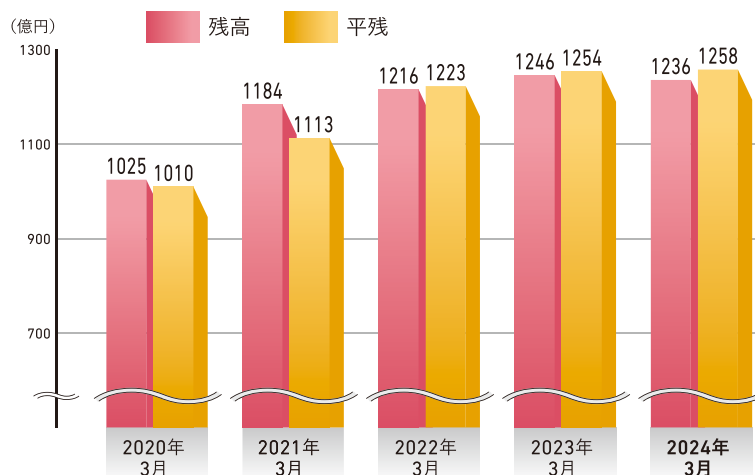
預金・貸出金の状況

2023年度の業績につきましては、期末預金残高は前期比958百万円減少の123,687百万円となり、また期末貸出金残高は前期比485百万円減少の67,373百万円となりました。

預金

預金残高
(2024年3月末)

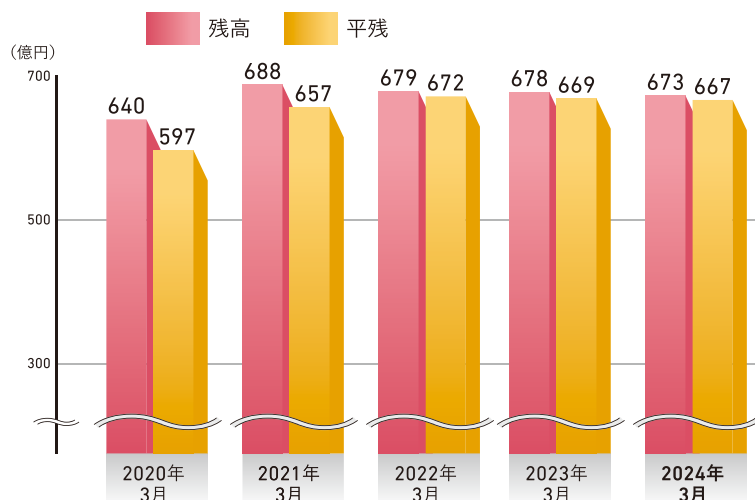
1236億円



融資

貸出金残高
(2024年3月末)

673億円



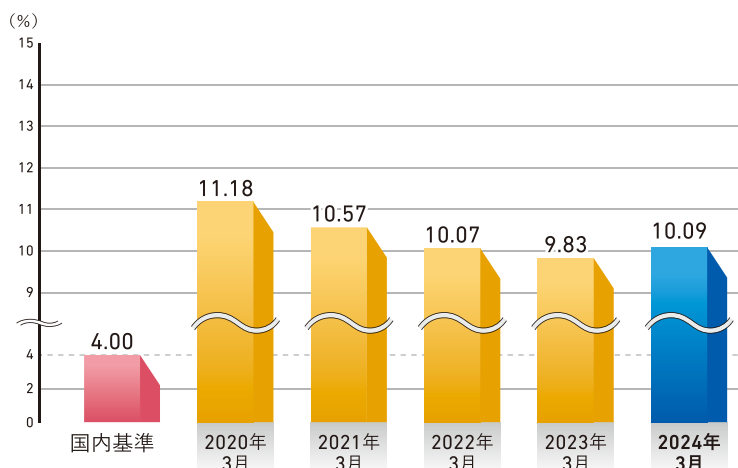
自己資本比率の状況

2024年3月期の自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る10.09%となっており、経営の安全性・健全性について高い水準を維持しています。

自己資本比率
(2023年3月末)

10.09%

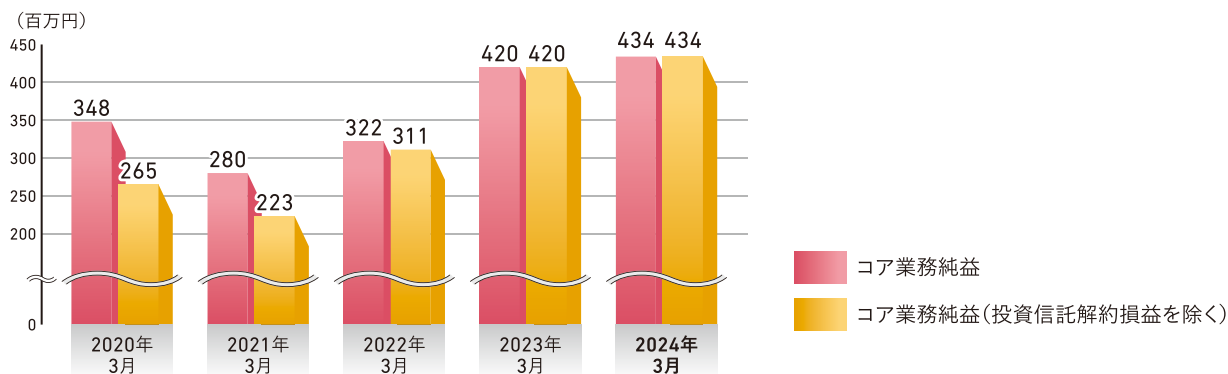
(2024年3月末)



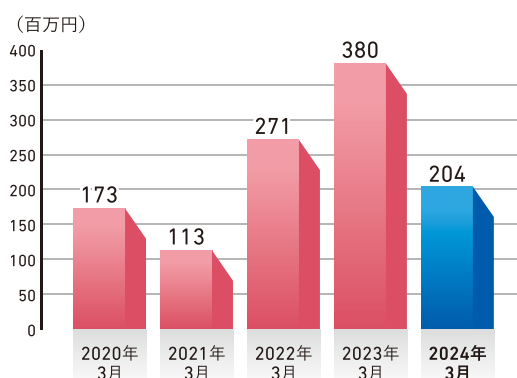
収益の状況

損益状況につきましては、収益面では、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益が増加したことから経常収益は前期比19百万円増加し1,885百万円となりました。一方費用面では、物件費の増加や与信費用における貸倒引当金を計上したことにより、経常費用は前期比195百万円増加の1,681百万円となりました。これにより経常利益では、前期比175百万円減少の204百万円、また当期純利益は、前期比138百万円減少の133百万円となり増収減益の決算となりました。また、自己資本比率につきましては、前期比0.26ポイント上昇の10.09%となり国内基準の4%を大きく上回り、経営の安全性・健全性を引き続き維持しております。

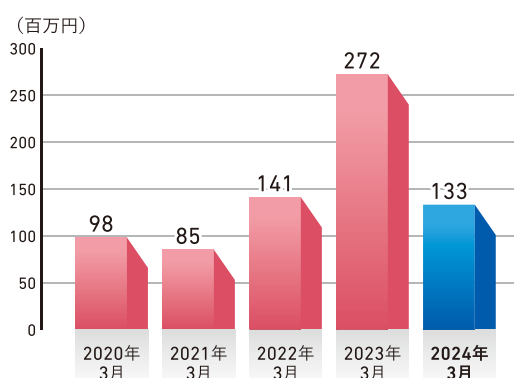
コア業務純益



経常利益



当期純利益



資産内容の状況

金融再生法に基づく 開示債権と保全状況

(単位: 百万円)

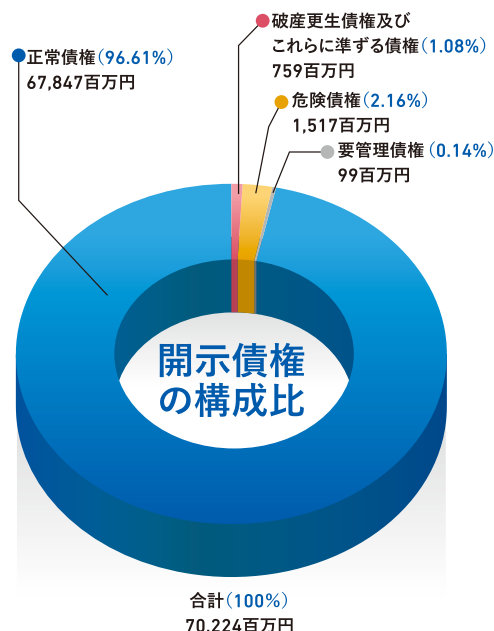
	残	高
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		759
危険債権		1,517
要管理債権		99
小 計 (A)		2,376
正常債権	67,847	
合 計	70,224	

不良債権比率 3.38%

(単位: 百万円)

保全額……(B)	2,295
貸倒引当金	863
担保・保証等	1,432
保全率(B)/(A)	96.60%

(2024年3月末)



用語解説

破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

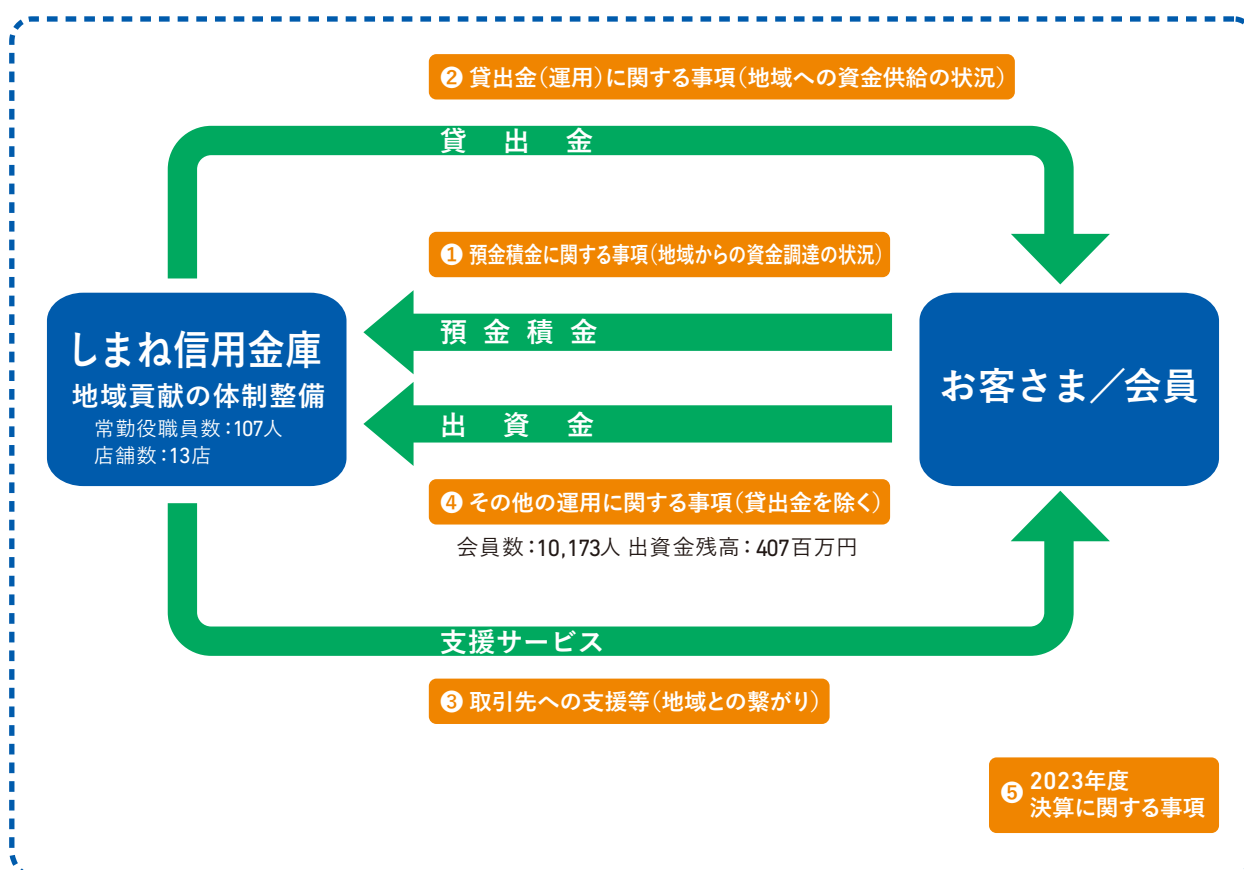
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

社会的責任と地域貢献活動

社会的責任と地域貢献活動

当金庫は、島根県東部を事業地域の中心として、地元の中小企業や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していく相互扶助の理念に基づき、地域の皆様へ金融サービスを提供する地域金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行うことで、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、地域における社会的使命・社会的役割を果たすべく、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

取組み状況の概要



① 預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、お客様の大切な財産の運用を安全・確実・気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。2023年度は、創立100周年を記念して、特別金利定期預金「おかげさま」を発売したほか、契約金額100万円ごとに地域の特産品を進呈する「創立100周年記念定期積金」を発売しました。

預金積金残高【123,687百万円】

② 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客様からお預り致しました預金積金は、お客様の様々なニーズに応え、地域経済活性化のために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地元企業に対し、設備資金に19,418百万円、運転資金に25,238百万円をご融資しております。また、個人のお客様に対しては、住宅ローンに9,980百万円、消費者ローンに3,913百万円をご融資しております。

融資残高【67,373百万円】 預貸率【54.47%】

③ 取引先への支援等(地域との繋がり)

中小企業の支援・育成、また、地域住民の生活向上を図ることが地域社会の再生、活性化につながるものであり、地元取引先企業の経営相談、アドバイス等、支援に心掛け、地域密着型金融[※]の推進強化に努めています。

地域の企業経営者や後継者の方を対象に昭和44年から「しましん青友会」を雲南地区各店中心に5地区で結成しています。講演会・勉強会・奉仕活動・レクリエーション等の活動の他、預金や融資制度もあり、資金繰りの安定化や体質の強化等、地域各企業の発展に貢献しています。栄道支店では、経営者の方を中心に「しましん信交会」を結成し活動しており、昨今の経済状況の中で益々期待が高まっています。

従来、取引先企業の販路拡大等の経営支援や各地域のお客さま組織への対応、また地域ごとのイベント参加やボランティア活動、環境問題への取組み等の地域貢献・社会貢献活動については、各営業店や本部各部が担当するなど、それぞれが独立した活動となっていたことから、これらを組織横断的に担当する専門部署として平成24年7月「地域貢献部」を設立しました。

※地域密着型金融とは……地域金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することによりお客さまに関する情報を蓄積し、

この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことをいいます。

④ その他の運用に関する事項(貸出金を除く)

当金庫はお客様の預金積金を、ご融資による運用の他に、次の通り有価証券による運用も行っております。

有価証券残高……42,913百万円

預証率【34.7%】

●国 債……2,286百万円	●社 債……10,875百万円	●その他……24,422百万円
●地方債……5,252百万円	●株 式……75百万円	

⑤ 2023年度決算に関する事項

国内経済においては、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、個人消費やインバウンド消費の回復などにより、緩やかな景気回復が続きました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢等の地政学リスク、欧米における金融引き締め及び世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰が続いていることから依然として景気の下押し懸念は強く、先行き不透明な状況が続いています。

このような経済状況の中、当金庫はアフターコロナの事業者に対する支援を優先し、重点的に取組んで参りました。

具体的には、資金供給や返済条件の緩和対応等の資金繰り支援は当然のことながら、経営サポートとして補助金・助成金の情報発信や申請支援、人材確保やDXなどに資する情報提供、売上確保のための販路開拓支援等を積極的に行ないました。

販路開拓支援の例としましては、2023年1月に全国の信用金庫が協賛する『よい仕事おこしネットワーク』と『雲南市』が地域の活性化と産業振興を図る包括的連携に関する協定の締結を行い、同ネットワークへの登録者も雲南エリアを中心に増加しております。また、隣接する自治体に対し、『よい仕事おこしネットワーク』への登録や連携を提案する等、雲南エリア一体となって地域活性化に取組みができるよう働きかけをしております。

更に、信金中央金庫が設立した『しんきん地域創生ネットワーク株式会社』とも連携し、地域事業者の首都圏に向けての販路開拓支援等を積極的に取組んでいく予定です。

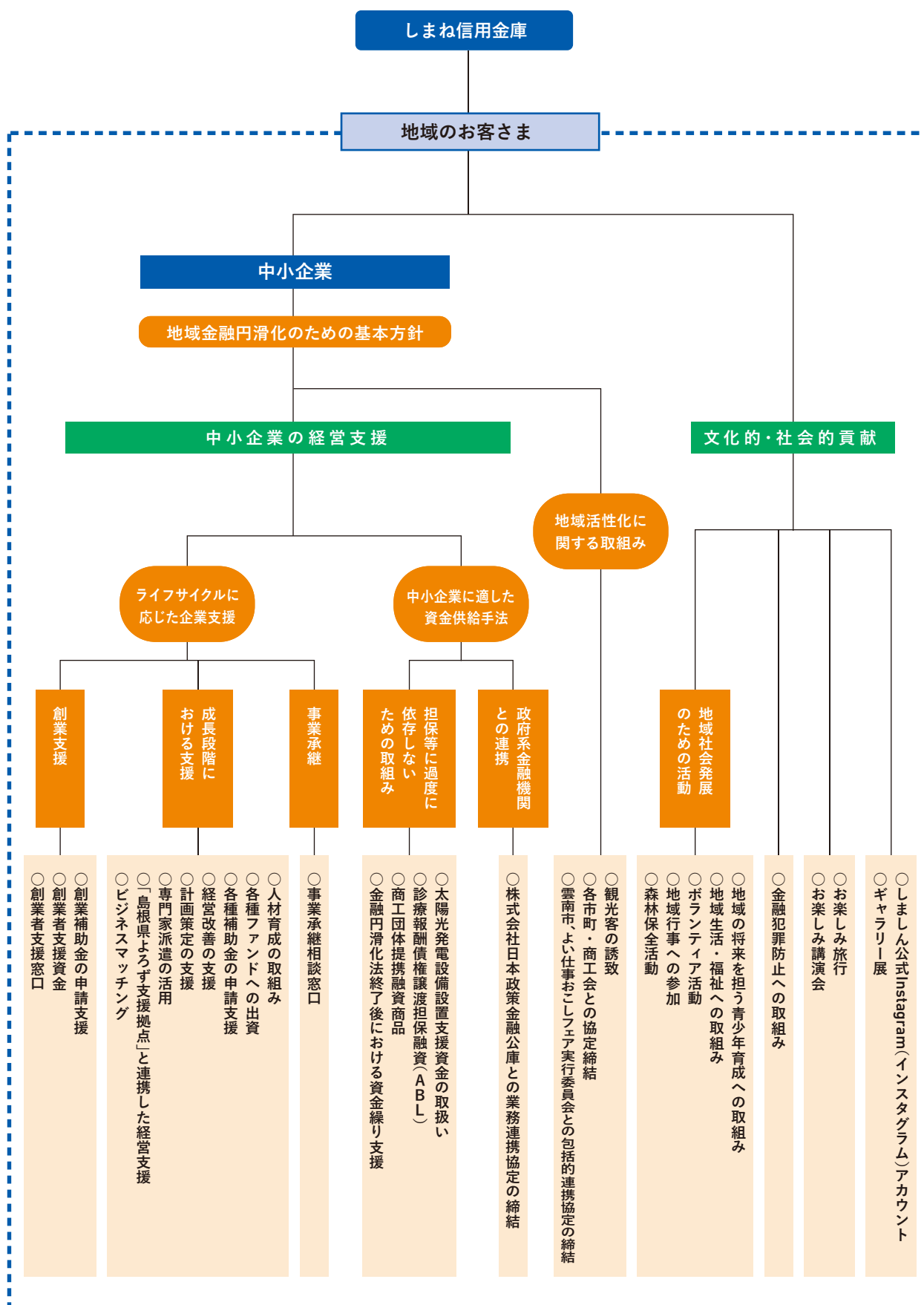
また、その他の取組みとしましては、松江市内において、雲南地域の魅力ある観光情報発信と特産品の販路拡大と交流人口の拡大を図ることを目的とした「第10回雲南(雲南市・奥出雲町・飯南町)観光・特産品フェア」を開催し、400人以上の来場者を迎え入れることができました。

2023年度の業績につきましては、期末預金残高は前期比958百万円減少の123,687百万円となり、また期末貸出金残高は前期比485百万円減少の67,373百万円となりました。

損益状況につきましては、収益面では、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益が増加したことから経常収益は前期比19百万円増加し1,885百万円となりました。一方費用面では、物件費の増加や与信費用における貸倒引当金を計上したことにより、経常費用は前期比195百万円増加の1,681百万円となりました。これにより経常利益では、前期比175百万円減少の204百万円、また当期純利益は、前期比138百万円減少の133百万円となり増収減益の決算となりました。また、自己資本比率につきましては、前期比0.26ポイント上昇の10.09%となり国内基準の4%を大きく上回り、経営の安全性・健全性を引き続き維持しております。

※計数は2024年3月末現在

◎ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み等



地域金融円滑化のための基本方針

しまね信用金庫は、地域とともに歩む協同組織金融機関として、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域社会の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域経済の活性化及び金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

- お客さまや地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積しお客さまに還元するとともに、自治体、商工団体、外部機関との地域の面的再生に向けた検討会議ならびにプロジェクト等への積極的な参画により、地域経済の活性化に取り組みます。
- お客さまのビジネスにおける取引拡大やビジネスパートナー探しなど、ビジネスマッチングによる販路開拓等の支援に積極的に取り組みます。
- お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまがお抱えになっている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組みます。
- お客さまからの貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、口頭でのお申込みも含め、お申込みの内容の記録と保存、受付から回答までの進捗管理を徹底し、迅速な対応に努めます。
- お客さまが他の金融機関、信用保証協会、政府系金融機関等または、住宅金融支援機構等のお取引がある場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまから同意をいただいた上で、当該金融機関等と連携して円滑な資金供給やお借入れの返済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- お取引内容や借入れ条件について、お客さまにご納得とご理解をいただけるよう、丁寧に説明を行うよう努めます。
- お客さまのお申込みにそえない場合は、これまでの取引関係等を踏まえ、その理由についてお客さまにご納得いただけるよう、速やかに具体的、かつ丁寧な説明を行うよう努めます。

【中小企業のお客さま】

- 中小企業者のお客さまからのご融資の申込みなどにおいて、借入れ条件の変更履歴があるというような形式的な事象にとらわれることなく、お客さまの技術力・販売力や成長性・将来性、定性面の評価などを総合的に勘案し、適切な審査を行います。
- 平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」(以下ガイドラインという。)の趣旨を尊重し、中小企業者のお客さまからのご融資の申込みなどにおいて、経営者保証を求めない可能性の検討や経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実など経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るよう努めます。
- 中小企業者のお客さまとの間で経営者保証を締結する場合は、「ガイドライン」に基づき、保証契約の必要性や必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることを、また保証債務の履行時は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の資産状況等を勘案した上で、整理の範囲が定められていることについて具体的かつ丁寧な説明を行うよう努めます。
- 保証債務の整理に当たっては、「ガイドライン」の趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)、外部機関(中小企業活性化協議会等)とも十分連携・協力するよう努めます。
- また、保証金額の設定に当たっては、中小企業者のお客さまの思い切った事業展開や早期事業再生を阻害しないよう、形式的に保証金額と融資額と同額とはせず、保証人の資産や収入の状況、融資額、お客さまの信用状況、物的担保などの設定状況、お客さま及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案するなど適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまの育成・成長につながる新規の融資にあたっては、不動産担保や保証に依存しないABL等やプロパー商品の活用について積極的取り組みます。
※ABL(アセット・ベースド・レンディング)とは、企業の事業価値を見極めた上で、企業が持っている原材料・仕掛品・商品等の在庫、生産を行うための機械設備等や売掛金債権等の資産を担保として資金を貸し出す仕組みをいいます。
- 中小企業者のお客さまからの借入れ条件変更等の申込みがあった場合には、事業についての改善指導や経営改善計画の策定支援など、きめ細かくご相談に応じます。
- 中小企業者のお客さまの継続的なサポート体制として、定期的に、経営改善計画の進捗状況を検証・確認するとともに、必要に応じて経営改善計画の見直しを助言、支援するなど、コンサルティング機能を発揮し、きめ細かな対応に努めます。
- 中小企業者のお客さまの円滑な資金供給や貸付条件の変更等の申込みにあたっては、中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR解決事業者などの外部機関や外部専門家等と緊密に連携し、第三者的な視点や専門的知見・機能を積極的に活用し、中小企業者のお客さまの事業の改善、再生に取り組みます。

【住宅ローンをご利用のお客さま】

- 住宅ローンをご利用されているお客さまからの借入れ条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの生活に支障が生じることのない、無理のないご返済に向けて、お客さまの財産および収入の状況を十分に勘案し、きめ細かくご相談に応じます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下の通り必要な態勢整備を図っております。

- 平成21年12月7日から、「金融円滑化相談窓口」を全店に設置し、支店長を金融円滑化対応責任者として配置し、お客さまへのきめ細やかな相談に応じる体制となっています。また金融円滑化に関するメール相談受付を、平成22年2月5日より行っています。
- 理事会等において本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の制定を決議し、金融円滑化管理の適切な実施を図るために、審査担当理事を金融円滑化管理責任者としました。
- 理事会等は、事業支援部から定期的に金融円滑化の取組状況について報告を受けることにより、金庫全体で取組状況や問題点を共有し、必要に応じて改善に努めます。
- 金融円滑化管理責任者および顧客説明統括管理責任者、事業支援部は、顧客説明の適切性の検証を定期的に行い、金融円滑化に関する取組が適切に遂行されるよう態勢整備に努めます。
- お客さまの事業価値を見極める能力を向上させるための研修を行います。
- お客さまの利便性向上のために、お客さまからの金融円滑化に関する苦情相談窓口として、平成22年2月に専用フリーダイヤルを本部(経営企画部)に設置しました。(0120-232-201)
- お客さまの苦情相談の解決やその再発防止のために、所管部(経営企画部)は、苦情相談の内容や対応状況について、速やかに役員及び関係部へ報告し、対応状況を検証するとともに関係部に対し問題解決に向けた取り組みを指示するなど改善に努めます。

中小企業の経営支援

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平素より地域金融機関として地域を大切に、地域への貢献を重視していくことが協同組織である信用金庫の使命と考え、これまで以上に地域社会や地元関係機関との連携に努め、預金や融資といった金融サービスだけではなく信用金庫本来の地域取引先のお役に立つ営業姿勢を貫くことで、より一層頼りにしていただける存在感のある“しましん”を目指しています。

経営改善支援の所管部署を事業支援部、販路支援やビジネスマッチング、事業承継等の支援の所管部署を地域貢献部と法人営業部が担い、中小企業の経営支援にあたっては、当金庫単独の対応ではなく、外部の専門家や外部機関との連携・協力により支援の強化を図っています。

○中小企業の身近な相談相手となり、経営改善・事業再生に向けた支援や国が行う様々な中小企業支援施策のサポートを行うため、当金庫全店が平成24年11月に中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関に認定されました。各種補助金の申請支援、専門家派遣、国や自治体の実施する中小企業支援施策の活用提案、その他様々な経営課題解決のため、外部機関と連携した支援を行っています。

○平成27年4月に当金庫と企業再建・承継コンサルタント協同組合（CRC）とで業務提携契約を締結し、取引先企業へのコンサルティング機能強化に取り組んでいます。

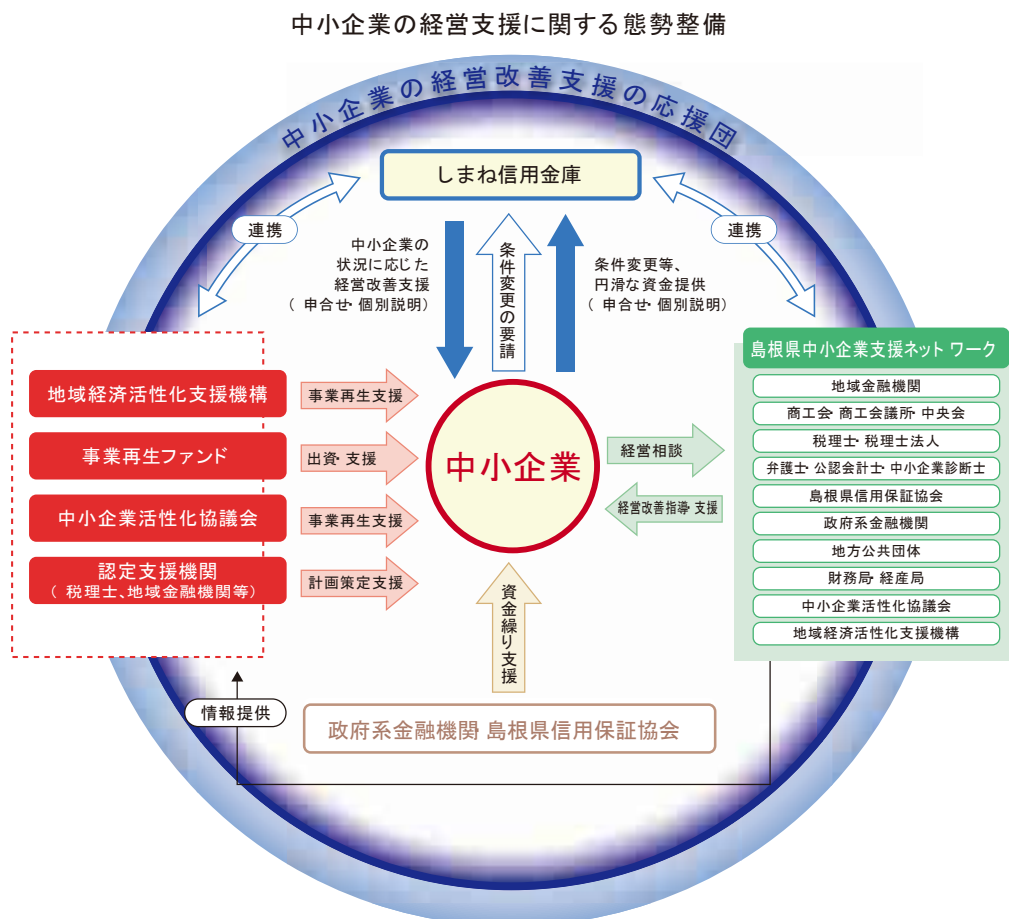
○平成27年4月に島根県内に本店を置く民間金融機関としては初めて、日本政策金融公庫とCDS（クレジット・デフォルト・スワップの略。）に関する基本契約を締結し、農業者向け無担保・無保証融資の取組みを強化しました。

※CDSとは債務保証に類似した信用リスクを移転するための取引で、当金庫が補償手数料を支払うことで、日本政策金融公庫が個別案件毎に融資金額の8割を限度に補償を行うもの。

○当金庫が連携する外部専門家、外部機関等

島根県中小企業活性化協議会、各商工会議所、各商工会、（公財）しまね産業振興財団、島根県信用保証協会、島根県、各市町村、よろず支援拠点、（独）中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構、ごうぎんキャピタル㈱、信金中央金庫、日本政策金融公庫、企業再建・承継コンサルタント（協）、他の地域金融機関、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士等

敬称略、順不同



◆中小企業の経営支援に関する取組

① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■創業・新規事業開拓の支援

○創業支援窓口の取組み

親身になって相談に応じ、事業の成功をお手伝いできる地域金融機関として、創業・起業を志す方を力強くサポートすることを目的に、平成25年2月から「創業者支援窓口」を全店に開設しています。



○創業者支援資金の取扱い

創業時等に必要な資金の調達を支援し、当地における起業・創業を促進するため、平成25年10月に商工団体、しまね産業振興財団と提携したプロパー商品「しましん創業者支援資金“やらこい!”」を発売しましたが、この商品を更にご利用いただき易くする目的で、平成30年1月に「しましん創業者支援資金“やらこい!Ⅱ”」をリニューアル発売しました。

リニューアルの主な内容は、ご利用金額の上限を500万円から1,000万円に拡大し、その内、500万円を上限に当座貸越を新たに対象融資に追加しました。

【創業者向け融資実績】（2023年度）

	件数	金額(千円)
プロパー	7	67,000
保証協会付	37	134,630
合計	44	201,630

○創業補助金の申請支援

創業補助金にかかる創業計画、申請書類作成について、当金庫が認定支援機関または連携金融機関として申請支援を行っています。また、採択されたものについて補助金受領までのつなぎ融資にも積極的に応じています。

■成長段階における支援や経営改善・事業再生の支援

○ビジネスマッチングの取組み

平成24年9月より、取引先企業の販路拡大、仕入れ・外注先の確保、新たなビジネスパートナー探しの支援をすることを目的に「しましんマッチングサービス」を開始しました。

信金中央金庫を介して、より大きな信用金庫業界のネットワークを利用することで全国への情報発信も可能となっています。

2023年度も積極的に取組みをし、73先のビジネスマッチングが成約となりました。その内容としては、販路のマッチング支援や仕入・外注先のマッチング支援だけでなく、他業態との連携支援の事例も多数ありました。

（2023年度）

	先数
マッチング成約数	73

○計画策定支援の取組み

取引先企業の経営状況に合わせ、事業計画や経営改善計画の策定支援、その後のモニタリング支援に取り組んでいます。また、島根県中小企業活性化協議会との連携による再生計画策定支援にも積極的に取り組んでいます。

○経営改善支援の取組み

2023年度も引き続きコロナウイルスの影響が特に大きかった72先を重点支援先として選定し、事業性評価に基づいた伴走支援、経営改善計画の策定支援に取り組めました。

【重点支援先の取組状況】（2023年度）

期初債務者区分		先数	うち期末に債務者区分が			経営改善計画策定先数
			変化なし	ランクアップ	ランクダウン	
正常先		28	23	0	5	0
要注意先	うち その他要注意先	39	36	1	2	2
	うち 要管理先	0	0	0	0	0
破綻懸念先		5	4	0	1	0
合 計		72	63	1	8	2

○各種補助金の申請支援の取組み

取引先企業の新たな取組みや設備投資に際し補助金の活用をご提案し、外部機関と連携し申請支援に引き続き取り組みました。

○各種ファンドへの出資

新産業創出、新分野進出の促進等を目的とする産業活性化ファンドや、地元中小企業の再生を目的とする地域再生ファンド等へ出資し、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の成長や再生を支援しています。

【出資状況】

ファンド名	出資額
山陰中小企業支援4号ファンド	10百万円
島根産業活性化ファンド	20百万円
島根中小企業未来挑戦ファンド	20百万円

○人材育成の取組み

取引先企業の技術力、販売力、成長性等を的確に評価する「目利き力」の向上、経営改善・事業再生能力向上のための人材育成に積極的に取り組んでいます。

○新型コロナウイルスに関する相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様からのご相談をお受けするために、相談窓口を設置し、新規融資、条件変更等の各種相談を行っています。

■事業承継の支援

○事業承継相談窓口の設置

取引の有無にかかわらず、事業承継について身近に相談できる仕組みを作り、地域課題に取り組むため、令和4年3月から「事業承継相談窓口」を設置しました。

② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

■不動産担保・個人保証に過度に依存しない

融資商品の取組み

【不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組実績】（2023年度）

件数	金額
114件	2,808百万円

○金融円滑化法終了後における資金繰り支援

担保や第三者保証人に頼らない「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”」などにより、金融円滑化法終了後における資金繰りを支援しています。

○商工団体提携融資商品の取扱開始

商工団体と連携し、基本的には商工団体が審査して当庫が貸出を行うプロパー商品「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”Ⅱ」を平成24年9月に発売しました。商工団体の推薦により、融資実行までスピーディな対応が可能な商品としています。

○診療報酬債権譲渡担保融資(ABL)の取扱開始

医療、介護事業、調剤薬局等を営む事業者に対し、診療報酬を担保とする当金庫独自のプロパー商品「診療報酬債権譲渡担保融資(ABL)」を平成25年9月に取扱開始しました。

○太陽光発電設備設置支援資金の取扱開始

地域資源を有効に活用できる再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とし、太陽光発電設備の導入を支援するプロパー商品「しましん太陽光発電設備設置支援資金 ソーラーえな」の取扱いを平成26年7月に開始しました。発電能力10kW以上50kW未満を対象とした原則無担保の商品となっており、当金庫で収支シミュレーションの作成支援も行っております。

○「しましんアグリローン」の取扱開始

農業者の皆さまの無担保・無保証融資のニーズにお応えするため、日本政策金融公庫の信用補完スキームであるCDS(クレジット・デフォルト・スワップの略。債務保証に類似した信用リスクを移転するための取引で、当金庫が補償手数料を支払うことで、日本政策金融公庫が個別案件毎に融資金額の8割を限度に補償を行うもの。)を活用し、平成27年5月に「しましんアグリローン」の取扱いを開始しました。

■政府系金融機関との連携支援

○株式会社日本政策金融公庫との業務連携支援

平成26年4月に、株式会社日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結しております。業務提携により、相互にノウハウ等を補完・共有し連携することで、島根県内における創業予定者、中小企業者および農林水産業者に対する支援を円滑に行い、地域経済の活性化を図っています。この提携を踏まえた新たな取組として、平成30年1月より『連携創業応援ローン「タッグ」』の取扱を開始しました。これは、「しまね信用金庫」と「日本政策金融公庫」が今まで以上に連携を図り、それぞれの支援メニューを有効活用し、当地の開廃業率の改善の支援を強化するものです。



◆地域の活性化に関する取組状況

■各市町・商工会との協定締結

○各市町・商工会との産業協定締結

雲南市・奥出雲町・飯南町・各商工会と地域振興や産業振興に資する連携協定の一環として、2023年6月の信用金庫の日に合わせて、「第10回雲南(雲南市・奥出雲町・飯南町)観光・特産品フェア」を開催しました。



◆経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2023年度
新規に無保証で融資した件数	420件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	53.10%
保証契約を解除した件数	11件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

文化的・社会的貢献

◆地域社会発展に向けた様々な活動

しましんでは、地域の文化や産業の発展のため、各種行事への参加やボランティア活動、お客さまサポート体制の充実や地域支援を通して、貢献活動を展開しています。

森林保全活動の取組み

CSRの取組みとして「しまね企業参加の森づくり」事業に参画し、平成27年11月に島根県・松江市・松江森林組合と当金庫にて「森林保全活動に関する協定書」を締結しております。「しましんだんだんの森」と命名した松江市八雲町の荒野にて、平成28年3月に役職員ならびにその家族が植栽活動を実施し、その後多くの役職員や家族により下刈りを行っております。

荒廃した山の再生を通して、地域の方への日頃の感謝の意を表すとともに、緑の生い茂る森にすべく今後も役職員一同で中・長期的に活動を行います。



森林保全活動

地域行事への参加

◎白潟天満宮天神神輿渡御参加

地元松江市で行われる、白潟天満宮天神神輿渡御に毎年企業宮として参加し、地域での存在感と、元気で活気のある「しましん」をPRしております。

2023年7月には、コロナ禍の中止を経て4年振りに参加しました。

ボランティア活動参加

地域に密着する信用金庫として、地域への感謝の気持ちを伝えるため、地域貢献活動の一環として、ボランティア活動を行っています。

また、各地域においてもしましん青友会員と共に積極的に清掃活動や地域イベントのボランティアを行っています。



桜土手クリーン作戦

お楽しみ講演会開催・お楽しみ旅行の実施

当金庫で、年金のお受け取りをいただいているお客様に、様々な特典を提供していますが、その一つに、年1回開催の「お楽しみ講演会」ならびに「お楽しみ旅行」のご案内しております。

ギャラリー展

本店ギャラリーコーナーでは、油絵・水彩画展、押花展、写真展など地域の皆様の作品展を開催しています。



ロビー展

しましん公式Instagram(インスタグラム)による情報発信

公式Instagramでは、地域の素敵な企業やお店、イベント情報を紹介しています。



地域生活・福祉への取組み

◎あいサポーター資格の取得・あいサポート企業認定、認知症サポート運動

しましんでは、全店舗に「あいサポーター（障がい者サポーター）」、「認知症サポーター」を配置しています。また、しましんは、「あいサポート企業」の認定を受けています。これらの活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会の実現をサポートしてまいります。



あいサポーターバッジ

◎しましん医療技術者養成奨学金制度

当店は医療・福祉に携わる人材不足という課題を抱えており、地域金融機関である当金庫はこの課題解決に何か貢献出来ないかとの思いで、松江市の誘致にて開校し当地にて医療・福祉に携わる人材育成を担っておられる学校法人澤田学園と平成28年3月に「産学連携と協力に関する協定書」を締結し、同年4月に「しましん医療技術者養成奨学金」制度を創設しました。2023年度においても、松江総合医療専門学校の学生10名を奨学生に認定し、8月に奨学金を支給しました。

◎カラーユニバーサルデザイン通帳・証書の取扱い

視力が低下したご高齢のお客さまや色の識別が不自由なお客さまなど、全ての方に見やすいカラーユニバーサルデザインの通帳・証書を取扱っております。



総合口座通帳



普通預金通帳



定期預金証書

◎お身体の不自由なお客さまや高齢者のお客さま等の利便性等の向上への各種取組み

当金庫では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、次の内容について取組んでおります。

- ◆視覚障がい、またはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまの窓口振込手数料（預金口座からの振込みに限る）をATM振込手数料と同額としております。
- ◆視覚障がい者対応のATMを設置しております。
- ◆お客さまの利便性の向上を目的としてATM画面のボタン・文字サイズを拡大化しております。
- ◆店舗入口への手すり・スロープの設置、点字ブロックの敷設等、バリアフリーを意識した店舗づくりに努めています。
- ◆カウンターや記帳台への杖ホルダーの設置や窓口への老眼鏡の設置を行っております。
- ◆車椅子に乗りながらも移動ATM車「縁-YUKARI」をご利用いただけるよう、数字入力ボタンを無線化することで、手元での金額・パスワードの入力に対応しております。

地域の将来を担う青少年育成への取組み

◎しましんカップミニバスケットボール大会の開催

スポーツを通して、地域の子供たちの体力の向上と技術の向上を図るとともに、交流の輪を広げ社会性を培うことを目的に、毎年「しましんカップミニバスケットボール大会」を開催しております。

2024年4月に「第9回しましんカップミニバスケットボール大会」を開催したほか、2023年7月には、東京オリンピック女子バスケットボール日本代表キャプテンの高田真希選手を招いて、小学生を対象にした「ミニバスケットボールクリニック」を開催しました。

金融犯罪防止への取組み

◎島根県、島根県警と連携した特殊詐欺被害防止への取組み

平成27年9月に島根県ならびに島根県警と締結した「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する協定」に基づく特殊詐欺被害防止対策として、平成27年10月より70歳以上の方の窓口での100万円超の現金出金・振込み取引は、資金使途の確認に加えて「自己宛小切手」の利用を勧奨することとしております。

◎高齢のお客さまのATM振込制限の実施

平成29年5月より、還付金詐欺等の被害防止を目的として、70歳以上でかつ過去1年間にATM振込の利用実績がない個人のお客さまを対象として、ATM振込制限（ATMを利用した振込みを不可とする）を実施しております。

◎特殊詐欺防止のための啓発活動

「お楽しみ講演会」にお集まりのお客さまを対象として「特殊詐欺防止寸劇」講演を開催しております。

事業の運営に関する事項

リスク管理の基本的な考え方

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。

こうしたリスクを適切に管理することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。

当金庫では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の確立に努めております。

◆信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息が取立て不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を構築しています。

また、内部研修実施や外部研修への受講生派遣、本部による本支店の臨店指導及び本支店職員の審査トレーニー制度の実施など、貸出審査能力の向上を図っています。

◆市場リスク

市場リスクとは、金利、株価、為替などの市況変動により保有資産・負債の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、このリスクの把握に努め、過度のリスクにならないよう資産・負債のバランスについてはALMシステムを活用し、金利予測・金利感応度分析を行っております。

有価証券についてもポートフォリオにおける市場リスクの計量把握に努め、適正で効率的な運用を目指しております。

◆流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引できなかったり通常より著しく不利な価格での取引から損失を被る市場流動性リスクと、資金繰りがつかなくなる場合や著しい高金利での資金調達から損失を被る資金繰りリスクのことです。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用において適切かつ安定的な資金繰り体制の構築を目指しております。

なお、流動性リスクについては信金中金を中心としたバックアップ体制が整っております。

◆オペレーショナルリスク

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等各種事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、内部監査部門の監査部が、全営業店に対し定例的に臨店監査を実施すると共に、全営業店に店内検査の月例実施を義務付けています。また、日常の事務ミス防止のため、各種研修により職員の能力向上を図ると共に各種事務規定及びマニュアルを整備する等、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

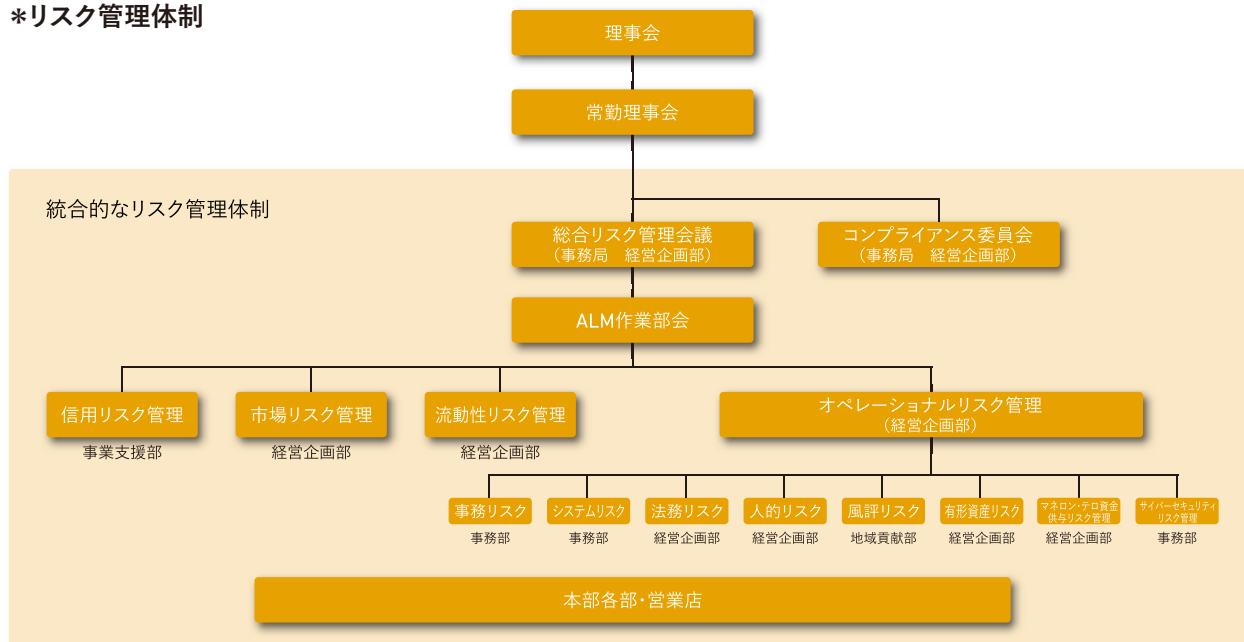
システムリスク

システムリスクとはコンピュータシステムの障害、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫は一般社団法人しきん共同センターに加盟し、データバックアップ体制を確立し、コンピュータシステムに対するお客様の信頼の維持・強化を図っております。

※その他「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」「マネロン・テロ資金供与リスク」「サイバーセキュリティリスク」があります。

*リスク管理体制



◎ 内部管理基本方針

しまね信用金庫(以下、「当金庫」という。)は、以下のとおり、当金庫の業務の適正を確保するための体制を整備しています。

- 理事及び職員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- 監事への報告に関する体制
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

◎ お客さまへの対応

金融ADR制度

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は37～38ページ参照)または経営企画部(電話:0852-23-5505)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部にお尋ねください。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)【抜粋】

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守すると共にその継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

そのため、個人情報の機密性・正確性の確保に努め、個人情報の適切な保護と利用に関する取組み方針(プライバシーポリシー)を制定し、公表しています。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利

用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの利益の保護や利便性の向上を図るため、法令やルールを守り、社会規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を営むよう努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご相談や苦情については、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努め、お客さまの視点に立った業務のあり方を検討し改善に努めます。
4. 当金庫は、お客さまに関する情報を法令等に従って適切に取得し、正確に保つよう努めるとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引に関連して当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合は、その業務を適切に遂行できる能力を有する者に委託先を限定するとともに、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

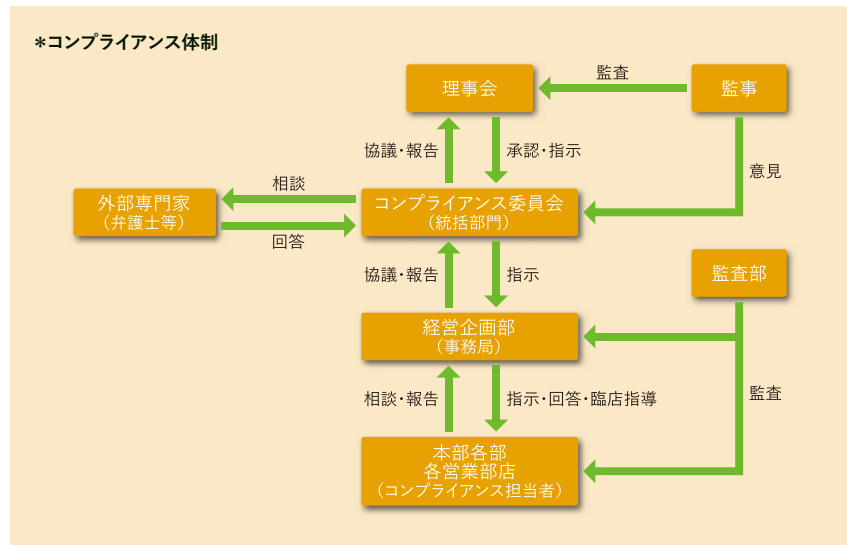
※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方および今後取引を検討されている方」を意味します。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引」を意味します。

● 法令遵守への対応

法令遵守の基本的な考え方・コンプライアンス要綱

- 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- 法令やルールの厳格な遵守
- 地域社会とのコミュニケーション
- 従業員の人権の尊重等
- 環境問題への取組み
- 社会貢献活動への取組み
- 反社会的勢力との関係遮断



反社会的勢力に対する基本方針

私どもしまね信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

サイバーセキュリティ取組方針

しまね信用金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が経営上の最重要課題の一つと位置づけ、かかる課題に応えるためにサイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクが経営上重大なリスクであるとの認識の下、自らリーダーシップを発揮し、サイバー攻撃のリスクの把握と低減・回避のための計画策定などの対策を推進するとともに、事業継続性の確保やサイバー攻撃対策の向上が将来の事業活動・成長に必要なものと位置づけてセキュリティ投資を行います。
2. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携に努め、お客さまや関係官庁・組織・団体等関係者との信頼関係を醸成し、認識するリスクとそれに応じた取り組みの情報開示に努め、関係者との適切なコミュニケーションを確保してまいります。
3. インシデント発生時にも関係者とのコミュニケーションが円滑に進むよう、復旧に向けた手続・マニュアルの整備を行うとともに訓練・演習の実施等復旧対応体制の整備に努め、人材の育成に取り組みます。
4. 当金庫のサイバーセキュリティ対策にとどまらず、業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。また、新たなシステムやサービスの開発時にセキュリティ対策を実施し、お客さまが安心・安全にご利用いただけるサービスを提供します。

◎ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

しなね信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

主要な事業の内容

◎ 業務内容のご紹介

協同組織の地域金融機関である“しまね信用金庫”は、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融、情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しています。

また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品性・サービス内容の充実に努めるとともに、ITを活用した金融サービスとしてメディアバンキング（インターネットバンキング、モバイルバンキング）により金融チャネルの多様化やライフスタイルの変化に対応しています。

◎ 預金業務

当金庫では、豊富な預金商品を用意し、地域の皆様方の資金づくりのお手伝いをしています。

お客様のニーズにお応えするため、退職金専用金利上乘せ定期預金「しましんセカンドステージ」や創立100周年記念商品「特別金利定期預金『おかげさま』」、「創立100周年記念定期積金」を取り扱うなど新商品の開発やサービスの充実に努力しています。



◎ 融資業務

当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう、小口多数取引に徹するとともに、当金庫ならではの数の商品、サービスをご用意しています。

中小企業の皆様の資金ニーズにお応えするよう、一般のご融資はもとより、県、市町村の有利な「各種制度融資」、当座貸越もご利用頂ける創業者支援資金「やらこいⅡ」、各商工会との提携商品である「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”Ⅱ」、農業経営に必要な資金にご利用頂ける「しましんアグリローン（日本政策金融公庫CDS付）」、太陽光発電設備設置資金「ソーラーえ〜な」など、低利で良質な事業資金を用意しています。また、2023年7月からはCO₂排出削減にかかる設備投資にご利用頂ける「しましんGX支援資金」の取扱いを開始いたしました。

また、住宅資金として2019年6月に保証料不要の2段階固定金利型プロパー住宅ローン「住まいるプレミア」の取扱いを開始するとともに、3年・5年・10年・15年の「固定金利期間選択型」、お借り入れ時に返済終了までの返済額が確定し計画的な返済を行うことができる「全期間固定金利型」、当初～10年目の金利と11年目以降の金利が変動する全期間固定金利の「2段階固定金利型」のいずれも選択いただけ、最長40年までご利用いただける住宅ローン「住まいるいちばんネクストV」をはじめとする住宅ローンを引続きご提供しています。

その他には、「社員応援プラン」契約をいただいた企業にお勤めの方限定の「社員応援ローン」、自動車または自動二輪の購入資金等にご利用いただける「しましんDanDanカーローン」、1,000万円まで借換資金をはじめ、様々な用途にご利用いただける「しましんフリーローン輝」、500万円を限度として、事業資金を含むさまざまな資金使途にご利用頂けるフリーローン「しましんサポートローン」、金融機関、信販・クレジット、消費者金融等の借換え資金としてご利用いただける「おまとめローン『助っ人くん』」、大学、専修学校の受験費用や生活費を含めた就学中の教育資金等にご利用いただける教育ローンとして、

上記の融資商品に加え、2024年4月より当金庫の住宅ローンご利用者さまを対象とした「住宅サポートローン(多目的ローン)」、「住宅サポートローンワイド(フリーローン)」の取扱いを開始しました。



外国為替の取扱いに関しましては、外国送金等のサービスを、信金中央金庫等の機能も利用する形で皆様にご利用いただいています。

がんを克服する
WINGS
 がん保険

がん保険に
 できることを
 もっと

がん保険に
 できることを
 もっと

Aflac アフラック
 動物福祉

預金業務

種 類	特 色	期 間	預入金額
普 通 預 金	しましんの全営業店で出し入れでき、大変便利です。	お出し入れ自由	1円以上
決 済 用 普 通 預 金 (無 利 息 型)	全額が預金保険制度で保護されます。現在ご利用中の普通預金から変更することも可能です(口座番号はそのまま、給与・年金の受取や公共料金等自動振替の変更手続きも必要ありません)。	お出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座	お利息の有利な定期預金により《貯める》、給与・年金等の自動振込により《受け取る》、公共料金を《支払う》、自動融資により《借りる》という4つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。	_____	_____
普 通 預 金	給与・年金等のお受け取り、公共料金等の自動支払など暮らしのおサイフ代わりにご利用下さい。	お出し入れ自由	1円以上
定 期 預 金	大口定期、スーパー定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金のお取扱いができます。また、お書き替えの手間がかからない自動継続扱いができますので、大変便利です。	【大口定期預金】 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年 【スーパー定期預金】 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年 【期日指定定期預金】 最長3年(据置期間1年) 【変動金利定期預金】 1年、2年、3年	1千万円以上 1,000円以上 1,000円以上 300万円未満 1,000円以上
自 動 融 資	大口定期、スーパー定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金のお預け入れ額の90%・最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。	_____	_____
貯 蓄 預 金	いつでも出し入れでき、普通預金より高利回りです。個人の方だけご利用になれば、利率は残高が多くなればなるほど有利となります。但し、給与・年金等の受取口座や公共料金等の自動支払はできません。なお、基準残高を下回った場合は普通預金利率となります。	_____	1円以上
当 座 預 金	小切手、手形をご利用いただける預金です。信用ある「しましん」の小切手は安全・便利でお客さまの信用にもプラスになります。	お出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	7日以上お預けいただき、お引き出しの2日前にご通知していただく預金で、大口通知預金の余裕資金を短期間に運用いただくのに有利な預金です。	7日以上	1,000円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典納税準備預金があります。	お引き出しは納税時	1円以上
大 口 定 期	金融市場の金利動向等を考慮して金利が設定される自由金利型定期預金です。大口定期お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上5年以内	1千万円以上
ス ー パ ー 定 期	最低お預け入れ金額が1,000円と、幅広いお客さまにご利用いただける自由金利型定期預金です。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利で増える、お利息の有利な自由金利型定期預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、据置期間1年経過後は、いつでも必要な額だけお引き出しができます。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	最長3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
変 動 金 利 定 期 預 金	預入期間中6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利の定期預金です。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	定型方式(1年・2年・3年)と満期日指定方式(1年超3年未満)があります。	1,000円以上
定 期 積 金	旅行、結婚、教育等豊かなプランの実現のため、毎月一定額を積み立て、大きく貯める預金で、目標の期間にまとまった金額がお手許に入ります。計画貯蓄には最も便利な預金です。	6か月以上10年以内	1,000円以上
財 形 期 日 指 定 定 期 預 金	勤労者の生活設計のため給与・賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金です。	3年以上	1,000円以上
財 形 年 金 預 金	勤労者が退職後の豊かな生活を送るための財産づくりに最適で、財形住宅預金と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用いただける大変有利な預金です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヶ月～5年以内 受取期間 5年～20年以内	1,000円以上
財 形 住 宅 預 金	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金を積み立てることを目的とした預金で、財形年金預金と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用いただける大変有利な預金です。	積立期間 5年以上	1,000円以上

積立定期預金	ご都合のよい時に1,000円以上いくらでもご自由に積み立てられますので、お気軽に貯蓄が楽しめます。	積立期間の定めのない自由型と満期日を設定するタイプがあります。	1,000円以上
金利上乗せ定期預金「健勝」	当金庫で公的年金をお受け取りの方、お受け取りを指定された方、または当金庫で年金のお受け取りをご予約いただいた方に、対象であるスーパー定期に金利を上乗せする定期預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 500万円以内
退職金専用定期預金「セカンドステージ」	当金庫に退職金をお預け入れいただいた方に、金利を上乗せする定期預金です。さらに、300万円以上お預け入れの方には、粗品を進呈致します。	1年・3年	100万円以上
ゆうゆう定期	所定の年金・手当等を当金庫でお受け取りの方を対象に、スーパー定期の1年・2年ものの金利を優遇する定期預金です。	1年・2年	300万円以内
誕生月限定「金利上乗せ定期預金」(年金受給者のみ)	当金庫で公的年金をお受け取りの方で、預入日が誕生日の属する月である場合に、スーパー定期に金利を上乗せする定期預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 100万円以内
相続定期預金	個人(個人事業主の方を含む)の方で、金融機関(当金庫以外の金融機関も含みます)での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した金額を原資としてお預けいただける場合に、スーパー定期・大口定期預金金利を上乗せする定期預金です。	1年、3年、5年	1,000円以上
後見支援預金	被後見人の方を対象とした普通預金口座で、お取引(口座開設・入金・出金等)をされる際に、家庭裁判所の指示書が必要であることから、後見人による不正な取引を防止できる預金です。	お出し入れ自由	1円以上

(2024年6月30日現在)

■ 融資業務

《事業者向けローン》

種 類	特 色	融資金額	期 間
一般のご融資	手形割引 … 一般商業手形の割引を致します。 手形貸付 … 仕入資金等短期運転資金をご融資致します。 証書貸付 … 設備資金等長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越 … 一定限度額内で時期、金額を問わずお借入・ご返済ができます。	_____	_____
サポーターローン	個人消費資金、他社ローン借換資金、また事業性資金等、ご自由にご利用いただけます。(株)クレディセゾンの保証をお受けいただけます。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
事業者カードローン	信用保証協会の保証により、必要な資金をいつでも簡単なお手続きでご利用いただける大変便利なローンです。	2,000万円以内	2年以内 更新も可能です
各種制度融資	島根県・各市町村の有利な制度融資をお取り扱い致しております。 制度融資は是非「しましん」にご用命下さい。	_____	_____
代理業務	信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構のご融資のお取り扱い「しましん」の窓口をご利用下さい。	_____	_____
しましん創業者支援資金「やらこい!!」	創業～成長段階の支援、新たな事業展開・課題解決のための支援、経営改善支援等、様々な側面からのサポートが可能です。500万円まで当座貸越もご利用頂けます。	1,000万円以内 但し、当座貸越極度額は500万円以内	当座貸越:1年 手形貸付:1年以内 証書貸付/運転資金:7年以内 設備資金:10年以内
しましん企業活性化支援資金「リレーション“絆”」	担保・第三者保証人を必要としないローンです。	1,000万円以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内
しましん企業活性化支援資金「リレーション“絆”II」	当金庫と提携先商工団体との提携商品です。本商品は担保・第三者保証人を必要としないローンです。	500万円以内	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内
しましん太陽光発電設備設置支援資金「ソーラーえ～な」	太陽光発電設備導入資金にご利用いただけます。 当庫での収支シミュレーションも可能ですのでお気軽にご相談ください。	3,000万円以内	20年以内
しましんアグリローン	農業の経営に必要な資金にご利用いただけます。 当金庫と日本政策金融公庫との提携商品です。	5,000万円以内	1年以上7年以内

しましん災害時 特 別 支 援 資 金	台風、豪雨、地震、雪害等自然災害、火災、感染症等による被害からの復旧にご利用いただけます。	500万円以内	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内
しましんGX支援資金	太陽光発電システムや蓄電池、PPA事業設備、EVなどCO ₂ 排出削減にかかる設備資金にご利用いただけます。	5,000万円以内	20年以内

(2024年6月30日現在)

《消費者ローン》

社 員 応 援 ロ ー ン	「社員応援プラン」契約企業にお勤めの方限定のローン商品です。お使いみちにより「カーローン」「リフォームローン」「教育ローン」「フリーローン」の4種類があります。	4種類合計で1,000万円 但し、フリーローンは 500万円	15年以内 但し、フリーローンは 10年以内
住 宅 ロ ー ン	マイホームのご購入や新築等、豊かな暮らしの実現にお役に立つ「しましん」の住宅ローンをご利用下さい。なお、固定金利期間選択型、変動金利型、全期間固定金利型、2段階固定金利型がございます。	1億円以内	40年以内
住 宅 ロ ー ン 利 用 者 限 定 多 目 的 ロ ー ン	当金庫の住宅ローンをご利用中または新規でご利用される方を対象に、資金使途が明確で健全な消費性資金にご利用いただけます。(株)オリエントコーポレーションの保証をお受けいただけます。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 15年以内
住 宅 ロ ー ン 利 用 者 限 定 フ リ ー ロ ー ン	当金庫の住宅ローンをご利用中または新規でご利用される方、他金融機関の住宅ローンをご利用の方が、ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。(株)オリエントコーポレーションの保証をお受けいただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
リフォームプラン	お住まいの設備及び家屋の修繕費用にご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	1,000万円以内	15年以内
カーライフプラン	乗用車の購入、残債借換資金、車検費用、免許取得費用等にご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	1,000万円以内	15年以内
E V ロ ー ン	電気自動車(EV)等のエコカーのご購入に加え、充電器、太陽光発電システム、蓄電池等の購入資金にご利用いただけます。(株)ジャックスの保証をお受けいただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
教 育 プ ラ ン	大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等のお支払いにご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	1,000万円以内	16年以内
教 育 ロ ー ン 「 出 発 II 」	大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等のお支払いにご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただけます。	100万円以上 500万円以内 ※100万円単位	所定の就学期間 +分割返済期間(※) ※卒業後10年以内
教 育 ロ ー ン 「 希 望 」	高校、大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等にご利用いただけます。保証人・保証料はともに不要のローンです。	極度額100万円以上 500万円以内 ※高校在学時は300万円以内とします。	所定の就学期間 +分割返済期間(※) ※卒業後10年以内
子育て応援プラン	出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金にご利用いただけます。子育て応援プラン 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	100万円以内	10年以内
カ ー ド ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	極度額50万円以内	2年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「きゅっする500」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。信金ギャランティ(株)の保証をお受けいただけます。	極度額500万円以内	3年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「レディースきゅっする」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。信金ギャランティ(株)の保証をお受けいただけます。なお、対象を女性の方に限定しています。	50万円以内	3年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「スーパーベスト1000」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。(株)オリエントコーポレーションの保証をお受けいただけます。	極度額 1,000万円以内	3年 更新も可能です
サ ポ ー ト ロ ー ン	個人消費資金、他社ローン借換資金、また事業性資金等、ご自由にご利用いただけます。(株)クレディセゾン(株)の保証をお受けいただけます。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
D a n D a n カ ー ロ ー ン	自家用自動車や自家用二輪の購入資金ならびに、他社ローン借換資金にご利用いただけ、保証人・保証料はともに不要のローンです。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内

おまとめローン 「助っ人くん」	金融機関、信販・クレジット、消費者金融等の借換え資金としてご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただけます。	300万円以内	15年以内 200万円以内の場合10年以内
しましんレディースローン 「レディースパートナー100」	【目的別プラン】資金使途が確認書類により確認が取れる資金(借換資金・事業性資金除く)にご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただけます。なお、対象を女性の方に限定しています。 【フリープラン】ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただけます。なお、対象を女性の方に限定しています。	10万円以上 100万円以内 ※専業主婦の方の場合は、30万円以内とします。	5年以内
シニアライフローン	当金庫で公的年金を受け取っておられる満60歳以上の方を対象としたローンです。健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	100万円以内	10年以内
しましんフリーローン 「輝(かがやき)」	借換資金をはじめ、ご自由(事業性資金を除く)にご利用いただけます。オリックス・クレジット(株)の保証をお受けいただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
住宅サポートローン	当金庫のしんきん保証基金付住宅ローンをご利用中、または新規でご利用される方を対象に、住宅ローンと同期間までご利用いただける多目的ローンです。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	500万円以内	40年以内 但し、住宅ローンの期間内
住宅サポートローンワイド	当金庫の住宅ローンをご利用中の方を対象に、借り換え資金をはじめ、ご自由にご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただけます。	500万円以内	20年以内

※当金庫の商品には、お客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になったりする商品もございます。ご利用に当りましては、当金庫の窓口や渉外係にこれらの商品に関するご質問を何なりとお申し出下さい。お客様にご納得いただけるまで説明させていただきます。

(2024年6月30日現在)

■ 為替の取扱い業務

種 類	内 容	
内 国 為 替	送 金 ・ 振 込	当金庫の本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。また、ATM(現金自動預払機)でのお振込(キャッシュカードのみ)もお取扱できます。
	代 金 取 立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	外国送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	

(2024年6月30日現在)

■ 証券業務

種 類	内 容
国 債	個人向け国債等の販売を行っています。
投 資 信 託	投資信託の販売を行っています。

(2024年6月30日現在)

■ 保険商品の窓口販売業務

種 類	内 容
損 害 保 険 商 品	住宅ローンをご利用いただく方に対して「火災保険」および「債務返済支援保険」をご案内しております。また、ケガに備える手段として「標準傷害保険」ならびに当金庫で年金をお受取りの方に「普通傷害保険」をご案内しております。
生 命 保 険 商 品	万への備えとして「終身保険」を、病気やケガに備える手段として「医療保険」「がん保険」をご案内しております。

(2024年6月30日現在)

各種サービスのご案内

種 類	内 容
しましん マッチングサービス	金庫のネットワークを介して、企業経営者さまの販路拡大、仕入・外注先、新たなビジネスパートナー探しをお手伝い致します。
しましん暮らしの サポートセンター	皆様の日常生活における、あらゆる悩みや相談をお聞きし、困りごとの解決に向けてサポートしていく窓口です。お気軽になんでもご相談ください。
創 業 者 支 援 窓 口	創業・起業準備に関する事業計画書作成のアドバイス、資金調達(お借入れ)などの相談に無料でお答えします。
事 業 承 継 相 談 窓 口	事業承継に関する様々な悩み、課題、事業承継計画策定等について、相談者に寄り添い、しっかりサポートいたします。
しましんM&Aサービス	企業ニーズをとりまとめ、信金キャピタル株式会社と株式会社日本M&Aセンターが全国の情報をもとに、M&Aの相手先を選び、売り手と買い手の結びつけをする役割を担います。
公 共 料 金 等 自 動 支 払 い	NHK、電気、ガス、水道、電話料金の5大公共料金をはじめ、国税、地方税、保険料、学費、各種クレジット、割賦代金などをご指定の口座から自動支払いいたします。
年 金 自 動 受 取	一度のお手続きで、国民・厚生・共済・労災の年金が、お客さまのご指定の預金口座へ振り込まれます。年金お受け取りの方を対象とした金利上乘せ商品もご用意しております。
年金お受取りご予約サービス	将来公的年金を受給される満60歳以上のお客さまを対象に、金利上乘せ定期預金のご案内、年金請求手続きのサポートをさせていただきます。また、本サービスにお申込のお客さまには、誕生月にプレゼントを進呈いたします。
配 当 金 の 自 動 受 取	銀行振込指定制度を採用している会社の配当金が、每期自動的に振り込まれます。受け取り手続きのわずらわしさや、期日忘れの心配がありません。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスが、お客さまのご指定の預金口座に直接振り込まれます。全国の信用金庫・銀行・郵便局およびMICS加盟の提携金融機関のキャッシュサービスコーナーで当日の朝から引き出せますので、安全でたいへん便利です。
しましんDanDanカード (VISA一体型)	「キャッシュカード」と「クレジットカード」を1枚のカードにまとめた便利で頼れるカードです。ATM利用手数料が無料になるなどの様々な特典があります。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードをそのまま使って、お買い物やご飲食のご利用代金をお客さまの口座から即時に決済できる便利なサービスです。
しんきんゼロネットサービス	全国どこ信用金庫キャッシュコーナーをご利用されても、平日8:45から18:00までの入出金、土曜日9:00から14:00までの出金は無料でご利用頂けます(一部の信用金庫を除く)。
さんいんネットサービス(SNS)	山陰合同銀行と、島根県・鳥取県6つの信用金庫のCD・ATM利用手数料を相互に無料化するサービスです。
信用金庫間でのATMによる 通帳記帳相互サービス	島根県・鳥取県6つの信用金庫をはじめとする全国各地の提携信用金庫のATMで、相互に通帳の記帳ができる便利なサービスです。
A T M 時 間 外 手 数 料 無 料 化 サ ー ビ ス	しましんDanDanカードをご契約のお客さま及び、当金庫で3万円以上の給与振込をご指定のお客さまが当金庫のATM利用時の時間外手数料を無料とします。
個人インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンから照会、振込、税金や各種料金の払込などがご利用いただけます。
法人インターネットバンキング	パソコンから照会、振込、総合振込、給与振込、口座振替、税金や各種料金の払込などがご利用いただけます。

各種手数料一覧

1. 振込手数料(1件につき)

		振込金額	資金 (※1)	窓口振込 (※2)(※3)		ATM		自動振込	
				会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員
当金庫宛	同一店内	3万円未満	現金	550円	550円	—	—	—	—
			振替	110円	220円	無料	無料	無料	無料
	他 店 宛	3万円以上	現金	550円	550円	—	—	—	—
			振替	330円	440円	無料	無料	無料	無料
		3万円未満	現金	550円	550円	—	—	—	—
			振替	220円	220円	無料	無料	無料	無料
他金融機関宛	3万円以上	現金	550円	550円	—	—	—	—	
		振替	440円	440円	無料	無料	無料	無料	
	3万円未満	現金	1,045円	1,045円	—	—	—	—	
		振替	495円	605円	330円	440円	330円	330円	
		3万円以上	現金	1,045円	1,045円	—	—	—	—
			振替	660円	770円	550円	660円	550円	550円

※1. 現金…現金による振込 振替…当金庫の預金口座から払い出した資金による振込

(注)ただし、現金と振替の合算による振込の場合は、現金の手数料が適用となります。

※2. 同一店内宛と当金庫他店宛の振込のうち給与振込については、所定の日時までにお手続きいただいた場合、振込手数料が無料となります。

※3. 視覚障がい、またはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまの場合、預金口座からの振込に限りATM手数料と同額といたします。

2. その他振込手数料(1件につき)

項 目	基 本 料 (月額)	振 込 先	振込金額	手 数 料
ホ ー ム バ ン キ ン グ	照会のみ： 無 料 個 人： 110円 法 人： 3,300円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	110円
			3万円以上	220円
		他 店 宛	3万円未満	110円
			3万円以上	220円
ファ ー ム バ ン キ ン グ (※)	法 人： 3,300円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	110円
			3万円以上	220円
		他 店 宛	3万円未満	110円
			3万円以上	220円
ア ン サ ー	通知のみ： 1,100円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
インターネットバンキング	法 人 (※) 口 座 振 替：無 料 オンライン取引：1,100円 ファイル伝送：1,100円 全 取 引：2,200円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
インターネットバンキング	個 人 無 料	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
ア ン サ ー	通知のみ： 1,100円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
インターネットバンキング	法 人 (※) 口 座 振 替：無 料 オンライン取引：1,100円 ファイル伝送：1,100円 全 取 引：2,200円	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
インターネットバンキング	個 人 無 料	当金庫宛	同一店内 3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料
		他 店 宛	3万円未満	無 料
			3万円以上	無 料

※オンライン取引……残高・取引履歴照会、資金移動／ファイル伝送……総合振込、給与振込、賞与振込

3. その他の手数料(1件につき)

送金・振込組戻料	880円
取立手形組戻料 ※1	880円
取立手形店頭呈送料 ※1	880円
不渡手形返却料 ※1	880円
カード・通帳・証書再発行手数料 ※2	1,100円
自己宛小切手発行手数料	550円
夜間金庫利用手数料(月額)	3,300円
残高証明書 発行手数料	当金庫所定用紙 機械処理 330円 手書処理 1,100円 当金庫所定以外の用紙 3,300円
個人情報開示手数料	1,650円
小切手帳発行手数料(50枚)	880円
手形帳発行手数料(25枚)	550円

※1. 上記金額を超える実費を要する場合にはその実費を申受けます。

(注)残高証明書発行手数料は、預金・融資等それぞれに必要となり、また証明書発行部数毎に必要となります。

※2. 毀損・汚損による再発行時は不要です。

4. 代金取立手数料(1件につき)

取扱区分	種類・取立先	手数料
電子交換所	小切手	無 料
	手形 当金庫宛	無 料
	他金融機関宛	220円
個別取立 ※	他金融機関宛	1,100円

※電子交換所不参加金融機関への取立の場合など、郵送で取立を行うものです。

5. 送金手数料(1件につき)

	普通扱い
当金庫本店宛 ※1	440円
他金融機関宛 ※1	660円

※1. 上記金額を超える実費を要する場合にはその実費を申受けます。

6. 当金庫CD・ATMの利用手数料

取扱日	取引	取引ご利用時間	当金庫 カード(※)	その他金融機関カード				
				その他 信用金庫	山陰合同銀行	第二地方銀行 信用組合・労働金庫 イオン銀行	他 の 金融機関	ゆうちょ銀行
平 日	入 金	8:00～ 8:45	無 料	無 料	—	110円	—	220円
		8:45～18:00	無 料	無 料	—	110円	—	110円
		18:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～ 8:45	110円	110円	110円	220円	220円	220円
		8:45～18:00	無 料	無 料	無 料	110円	110円	110円
		18:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
土 曜 日	入 金	8:00～ 9:00	無 料	無 料	—	110円	—	220円
		9:00～14:00	無 料	無 料	—	110円	—	110円
		14:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～ 9:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
		9:00～14:00	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円
		14:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
日曜祝日	入 金	8:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円

※しましんDanDanカードをご契約の方、当金庫で3万円以上の給与振込をご指定の方は終日無料となります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせ下さい。

7. 融資関係手数料

事業者カードローン口座 維持手数料		期 間	6か月以下		2,750円
			6か月超1年以下		5,500円
			1年超		11,000円
融資証明書発行手数料					11,000円
不動産担保取扱手数料(住宅ローン除く)					55,000円
不動産担保変更手数料(住宅ローン除く)					11,000円
不動産担保解除手数料(住宅ローン除く)					11,000円
委任状再発行手数料					5,500円
プロパー事業性証書貸付繰上返済手数料(※1) (2019年10月1日以降契約分より)			一部繰上返済		55,000円
			全部繰上返済		110,000円
賃貸用物件にかかる融資の繰上返済手数料(※2) (2019年10月1日以降契約分より)					繰上返済額×1.00% (※3)
条件変更手数料(※4)			返済条件変更(証書貸付のみ)		11,000円
			保証人変更		5,500円
			債務引受		11,000円
公共工事金銭保証			保証書発行		1,100円
			保証内容変更契約書発行		1,100円
住宅ローン取扱手数料					55,000円
住宅ローン約定変更手数料			返済条件変更		11,000円
			固定金利再選択時		5,500円
			変動金利適用中に固定金利へ変更時		5,500円
住宅ローン 繰上返済 手数料	一部 繰上返済	変動金利型			5,500円
		固定金利期間選択型			22,000円
		2段階固定金利型			5,500円
		全期間固定金利型	返済 額	5百万円未満	55,000円
	5百万円以上			110,000円	
	全部 繰上返済	変動金利型			33,000円
		固定金利期間選択型			但し※5の場合
		2段階固定金利型			5,500円
		全期間固定金利型	返済 額	5百万円未満	55,000円
5百万円以上				110,000円	
「フラット35」融資手数料					融資金額×2.20%

※1. 当金庫融資金による繰上返済は除きます。また、信金中央金庫の代理貸付との併せ貸しにかかるプロパー融資の繰上返済は除きます。
※2. 当金庫融資金による繰上返済は除きます。
※3. 消費税はかかりません。
※4. 保証協会付融資、信金中央金庫との併せ貸しにかかるプロパー融資の条件変更は除きます。
※5. 次のいずれかに該当する場合 ①繰上返済の金額が300万円以下 ②繰上返済の原資が退職金 ③住宅ローン対象物件の売却に伴う繰上完済
(2024年6月30日現在)

8. 両替手数料

枚 数	窓口両替、金種指定支払、大量硬貨入金
	手 数 料
1枚～ 50枚	無 料
51枚～ 500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚～1,500枚	1,650円
1,501枚以上	2,200円～
以後500枚ごとに加算	550円

- ※個人・法人を問わず、全てのお客様が対象となります。
※非営業目的の両替も対象となります。
1. 窓口両替手数料について
※両替のお取扱枚数は、お持込み枚数とお受取り枚数のいずれが多い方で判断させていただきます。
※新券への交換(同一金種への新券交換に限ります)、汚損紙幣・硬貨の交換、記念硬貨の交換は無料とします。
2. 金種指定支払手数料について
※窓口での現金支払いにかかる金種指定につきまして、両替手数料と同額の手数料をいただきます。なお、その場合は、払戻総枚数から万円券を除いた枚数で計算いたします。ただし、万円券が新札の場合は、払戻総枚数に万円券の枚数も含まれます。
また、金種指定払出を複数でお持込みの場合は合計枚数の手数料をいただきます。
3. 大量硬貨入金手数料について
※入金される硬貨の枚数につきまして、両替手数料と同額の手数料をいただきます。
※入金伝票を複数枚に分けられた場合は合計枚数の手数料をいただきます。

9. でんさいサービス利用手数料

手数料種別		利用手数料(月額)	
基本利用料		0円	

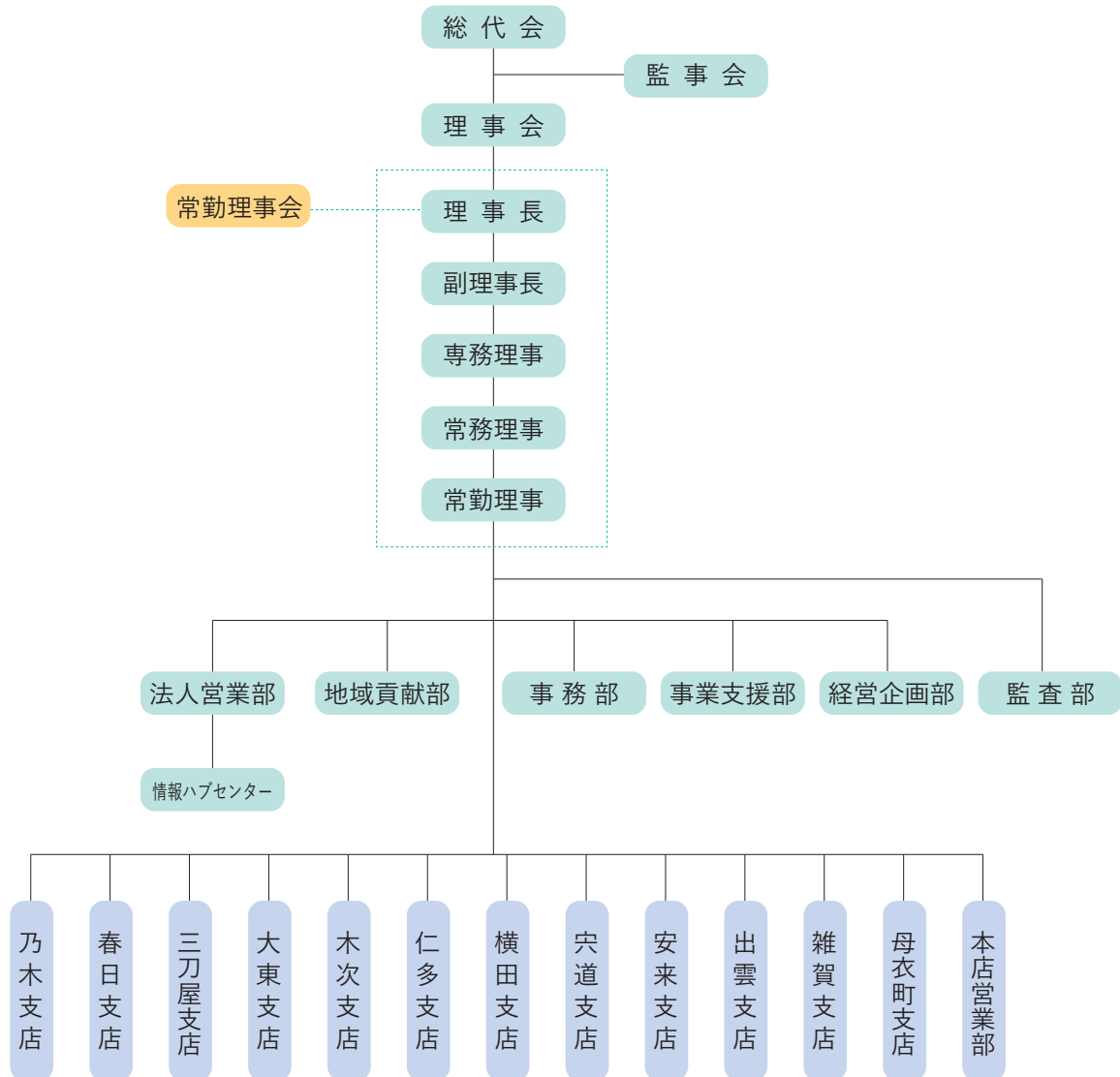
手数料種別		利用手数料(1件当たり)	
		パソコン	店頭受付
発生記録	債務者請求方式	330円	330円
	債権者請求方式	330円	330円
譲渡記録		330円	330円
分割譲渡記録		330円	330円
開示	通常開示	0円	220円
	特例開示	—	2,200円
	残高の開示(定例発行方式)	1,320円	1,320円
	残高の開示(都度発行方式)	—	3,300円
単独保証記録		330円	330円
変更記録	電子記録の日から起算して5営業日以内に行われる電子記録権利者による単独削除	0円	220円
	予約の取消	0円	220円
	発生記録以外の記録がされていない電子記録債権の変更記録請求の場合	330円	330円
	発生記録以外の記録がされている電子記録債権の変更記録請求の場合	—	1,100円
支払等記録(口座間送金決済以外)		330円	330円
支払不能情報照会		—	2,200円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料		—	550円
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行手数料		—	550円
特定記録機関変更記録		—	3,300円

※予め指定された決済口座から(複数ある場合には代表口座から)、当金庫所定の日(月末締め翌月25日)に自動的に引落します。
ただし、特例開示など、一部サービスの利用手数料については決済口座からの自動引落ではなく、取引店でお支払いいただきます。
※利用手数料はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
※取引内容により、上記利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税をお支払いいただく場合があります。
※上記利用手数料には消費税等相当額を含みます。

(2024年6月30日現在)

事業の組織

しまね信用金庫機構図



(2024年6月30日現在)

役員一覧

理事長	代表理事	藤原 俊樹	理事	梅木 秀昭(※1)	常勤監事	山田 健嗣
常務理事	代表理事	久保田 徹	理事	鷗鷯 順(※1)	監事	古津 弘也(※2)
常務理事	代表理事	藤原 真一	理事	植田 耕志(※1)	監事	渡部 正行(※2)
常勤理事		松浦 幸嘉	理事	大多和聡宏(※1)		

(※1) 理事 梅木秀昭、鷗鷯順、植田耕志、大多和聡宏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2) 監事 古津弘也、渡部正行は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(2024年6月30日現在)

会計監査人の名称

ACアーネスト監査法人

(2024年6月30日現在)

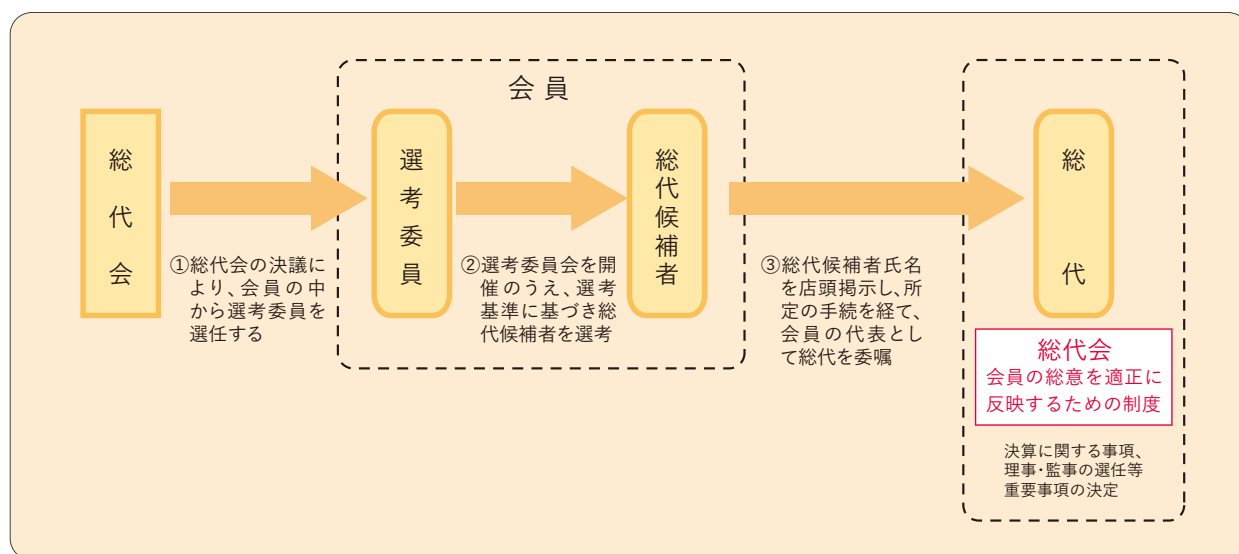
● 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



● 総代任期・定数とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、90人以上120人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
- なお、2024年3月31日現在の総代数は99人、会員数は10,173人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者の選考基準

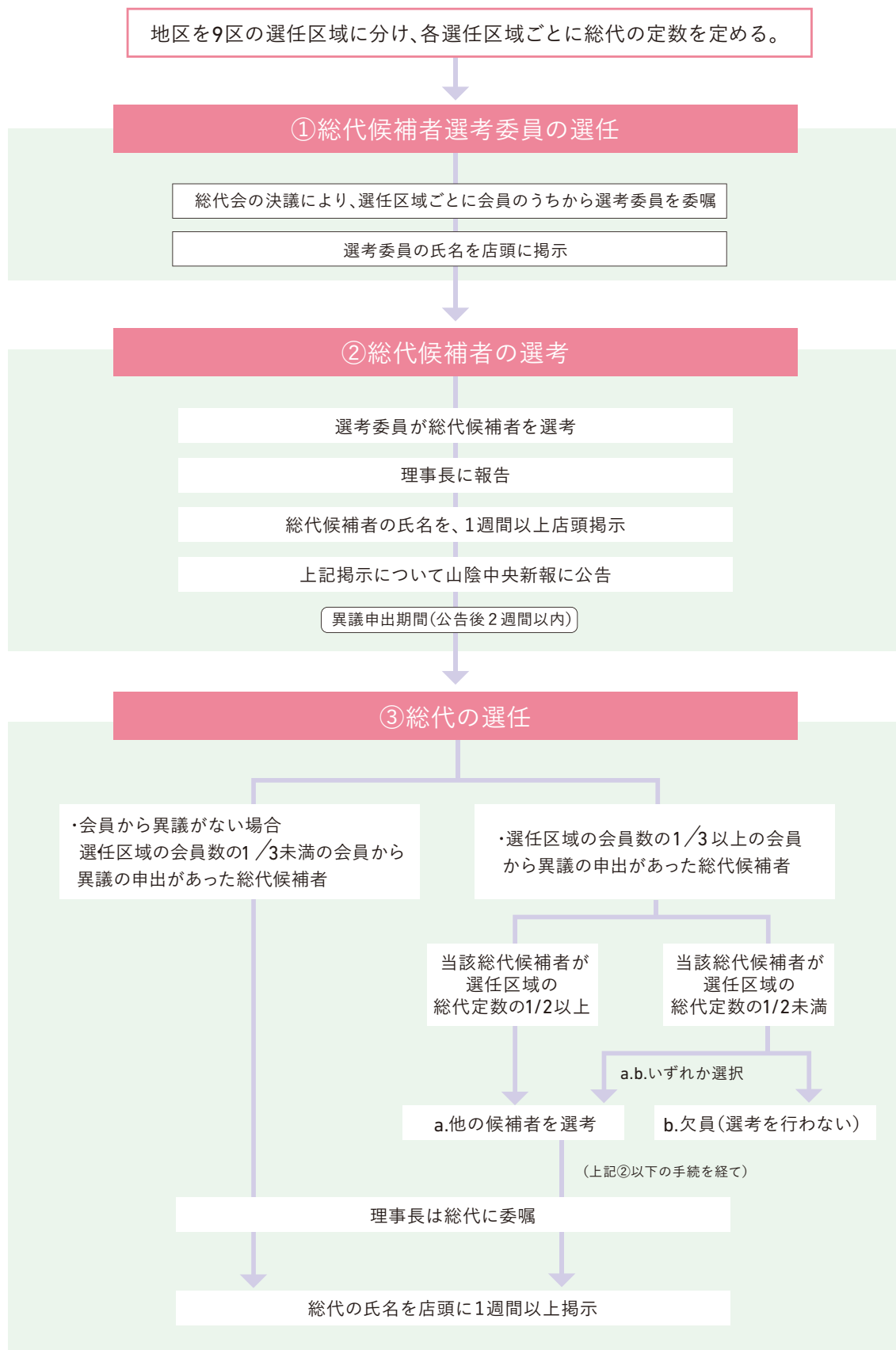
〈資格要件〉

- ① 当金庫の会員である方
- ② 就任時点で満80歳を超えていない方

〈適格要件〉

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他選考委員が適格と認めた方

● 総代が選任されるまでの手続について



第53期通常総代会の決議事項

2024年6月25日開催しました第53期通常総代会において、次の事項が付議され、報告並びに承認可決されました。

報告事項

第53期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事選任の件
第3号議案 監事選任の件
第4号議案 退任役員に対し退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

選任区域	人数	氏 名							(50音順・敬称略)
松 江 橋 北 地 区	15	大下浩樹② 立林 功③ 吉岡 実④	太田敦久③ 永通烈志⑤ 米田則雄⑧	金津任紀⑤ 名越 昇③ 渡部鋭治③	川島 隆② 福島丈太郎①	清原良治③ 古川一雄③	小山保広⑨ 松井裕幸⑥		
松 江 橋 南 地 区	24	安達盛二⑤ 恩田秋人③ 庄司尚史⑤ 三島隆史①	安達 亨⑨ 川本喜紀⑥ 高木秀人⑤ 三成浩巳③	石松俊之① 古志勝俊⑧ 田中富士夫① 宮本健一④	井原道興② 古志史彦⑥ 中林秀雄⑨ 安來弘喜②	稲田俊夫② 小松昭夫⑭ 平儀野好美① 山口研二⑨	上田恭己③ 坂田健一③ 平塚 治⑩ 渡部彰夫⑦		
出 雲 地 区	10	阿川嘉明⑥ 檜垣成実⑨	石橋 章① 松井修一③	岡本克己③ 宮本 享⑩	川上好正③ 森山健司②	高橋厚夫⑫	立元 厚②		
安 来 地 区	6	赤井耕太郎⑤ 木下 聡⑦ 澤田光男② 島田禎春③ 田辺 潔⑩ 富田裕樹⑩							
宍 道 地 区	4	安部知行① 伊藤隆庸⑪ 田本 稔① 本常建治⑥							
仁 多 地 区	13	安部正教⑧ 佐藤和彦① 渡部省二①	安部光敏② 田村明男⑩	伊藤 收① 塔村勇治⑥	糸賀寿夫⑦ 中林賢治③	大谷誠二④ 細木 晃①	川角邦生② 松原光男⑥		
木 次 地 区	11	奥井一徳⑤ 難波安生⑧	周藤浩二② 西村和広④	周藤吉朗⑤ 野津朗利④	田中浩二⑦ 本田 繁②	田本 充① 渡部伸二④	難波篤史①		
大 東 地 区	7	恩田 肇③ 藤原 勇⑧	木村昭憲⑥	小山繁樹⑨	白根康久①	鳥谷昌平②	中島新吾②		
飯 石 地 区	9	伊藤 隆④ 中澤豊和⑤	石川康弘① 中村節夫⑤	後藤浩二④ 松尾 透③	崎山 肇③	炭谷 明⑥	都間正隆⑤		

※氏名の後の数字は総代への就任回数 (2024年6月30日現在)

<総代の属性別構成比>

職業別

法人代表者等	97.0%
個人事業主	3.0%

年代別

80歳代	3.0%
70歳代	44.4%
60歳代	33.3%
50歳代	13.1%
40歳代	6.1%

業種別

建設業	30.3%	学校	1.0%
卸・小売業	23.2%	運輸業	2.0%
製造業	11.1%	保険業	1.0%
飲食店・宿泊業	7.1%	製材業	1.0%
不動産業	8.1%	警備業	1.0%
サービス業	9.1%	電気ガス熱供給	2.0%
病院・医療	3.0%	その他	0.0%

◎ 店舗・キャッシュサービスコーナー一覧

店 舗 名
住所／電話
キャッシュサービスご利用時間
ICカード対応 / 通帳繰越機能 / 視覚障がい者対応

■ 松 江 市



本店営業部					
松江市御手船場町557-4 (0852)23-2500					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



母衣町支店					
松江市母衣町81 (0852)21-3388					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



雑賀支店					
松江市本郷町3-19 (0852)21-3134					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



春日支店					
松江市春日町635-2 (0852)21-7733					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



乃木支店					
松江市上乃木4丁目33-6 (0852)26-4361					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



穴道支店					
松江市穴道町昭和98 (0852)66-0736					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ 出 雲 市



出雲支店					
出雲市姫原2丁目3-4 (0853)21-3001					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ 安 来 市



安来支店					
安来市安来町1111-11 (0854)22-3741					
8:00～21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ 雲 南 市



木次支店					
雲南市木次町里方30-3 (0854)42-0855					
8:00~21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



大東支店					
雲南市大東町大東966-1 (0854)43-2063					
8:00~21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



三刀屋支店					
雲南市三刀屋町三刀屋324-4 (0854)45-2514					
8:00~21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ 仁 多 郡



横田支店					
仁多郡奥出雲町横田894-1 (0854)52-0112					
8:00~21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○



仁多支店					
仁多郡奥出雲町三成325-12 (0854)54-1072					
8:00~21:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ 店外キャッシュサービスコーナー

イオン松江店出張所					
松江市東朝日町151					
(平日)9:00~21:00 (土・日・祝)9:00~20:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

みしまや学園店出張所					
松江市学園2丁目34-6					
(平日)9:00~21:00 (土)9:00~21:00 (日・祝)9:00~19:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

みしまや田和山店出張所					
松江市田和山町41					
(平日)9:00~21:00 (土)9:00~21:00 (日・祝)9:00~19:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

みしまや三刀屋店出張所					
雲南市三刀屋町三刀屋73-33					
(平日)9:00~21:00 (土)9:00~21:00 (日・祝)9:00~19:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

頓原出張所					
飯石郡飯南町頓原2231					
(平日)9:00~19:00 (土・日・祝)9:00~17:00					
IC	○	通帳	○	視覚	○

■ その他

移動ATM車『緑 - YUKARI - 』					
(平日)運行場所により異なります。 (土・日・祝)運休					
IC	○	通帳	○	視覚	



しましんのあゆみ

大正	13年	5月	木次信用組合設立、昭和27年6月木次信用金庫に改組、昭和30年5月雲南信用金庫に名称変更
	15年	10月	松江信用組合設立、昭和26年10月松江信用金庫に改組
昭和	39年	5月	三刀屋支店新築移転
	41年	10月	横田支店新築移転
	44年	11月	しましん木次青友会結成
	46年	5月	旧雲南信用金庫本店(現木次支店)新築移転
		10月	松江信用金庫と雲南信用金庫が対等合併、しまね信用金庫に改称 初代理事長柴田午郎就任
	47年	7月	環境衛生金融公庫の代理業務取扱開始
	48年	1月	住宅金融公庫の代理業務取扱開始
	49年	3月	しましん大東青友会結成
		7月	宍道信交会結成
		9月	しましん横田青友会結成
	50年	10月	年金福祉事業団の代理業務取扱開始
		12月	全国しんきん保証(株)の代理業務取扱開始
		12月	(財)住宅融資保証協会の代理業務取扱開始
	51年	6月	大東支店新築移転
	52年	5月	安来支店新築移転
		6月	しましん仁多青友会結成
		11月	しましん三刀屋青友会結成
	53年	12月	西日本建設業保証(株)の代理業務取扱開始
	54年	2月	全国銀行内国為替制度へ加盟
		4月	第2代理事長 古瀬芳就任
	55年	3月	(社)全国市街地再開発協会の代理業務取扱開始
		5月	しましん頓原青友会結成
	57年	1月	建設業、清酒製造業、林業退職共済組合の代理業務取扱開始
		6月	春日支店開設
		12月	日銀松江支店と当座預金取引開始
	58年	10月	国債等の窓口販売業務取扱開始
	59年	2月	「日本銀行蔵入代理店」事務取扱開始
	60年	12月	出雲東支店開設
	63年	3月	仁多支店新築開店
		10月	第3次オンラインスタート
平成	元年	11月	宍道支店新築移転開店
	2年	7月	都銀、地銀とのCD提携開始
		7月	母衣町支店移転開店茶町支店廃止、母衣町支店茶町出張所開店
		11月	乃木支店開店
		11月	サンデーバンキング開始
	3年	8月	両替商業業務取扱開始
	6年	1月	第3代理事長伊藤泰嗣就任
	8年	2月	ポスト3次オンライン(第1ステップ)開始
	9年	4月	インターネットにホームページを開設
		12月	休日のATM入金の取扱開始
	10年	10月	頓原出張所支店昇格
	11年	10月	新本店の竣工式
		11月	新本店で営業開始

平成	13年	4月	住宅ローン長期火災保険取扱開始
		10月	住宅ローン債務返済支援保険取扱開始
令和	14年	3月	しましん木次信友会結成
		10月	個人年金保険「しんきんらいふ年金」取扱開始
	15年	9月	しんきん新インターネットバンキング取扱開始
	16年	1月	マルチペイメントネットワーク(MPN)取扱開始
		3月	しんきんビジネスマッチングサービス取扱開始
		10月	さんいんネットサービス(山陰7信金と山陰合銀ATMのネット利用料無料)取扱開始
	17年	1月	第4代理事長 中井敏夫就任
		1月	決済用普通預金取扱開始
		1月	印鑑照会システム導入
		12月	しましん住宅ローン「フラット35」の取扱開始
		12月	「個人向け国債」の募集開始
	18年	1月	ATM業態間提携による相互入金業務の取扱開始
		7月	他金庫キャッシュカードによるATM振込の取扱開始
	19年	4月	退職金専用定期預金取扱開始
		10月	出雲東支店を出雲東出張所に名称変更
	20年	4月	「医療保険」「がん保険」取扱開始
		9月	出雲支店を今市町から姫原2丁目へ新築移転
	21年	10月	「学資保険」取扱開始
		11月	出雲東出張所を廃止
		12月	金融円滑化休日相談窓口を開設
	22年	3月	山陰6信用金庫合同「第1回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
		7月	出雲駅前出張所を廃止
	23年	7月	「終身保険」取扱開始
		10月	山陰6信用金庫合同「第2回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
		12月	頓原支店を閉店し木次支店へ統合
		12月	頓原出張所(キャッシュコーナー)開設
	24年	1月	第5代理事長 石川茂夫就任
		9月	頓原出張所(キャッシュコーナー)移転
	25年	3月	島根県と県内3信金・信金中金による「産業振興等に関する包括協定書」を締結しました。
		10月	雑賀支店移転
		11月	山陰6信用金庫合同「第3回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
	26年	5月	松江市と包括的業務協定を締結しました。
		5月	創立90周年記念式典の開催
		7月	VISA一体型「しましんDanDanカード」の取扱開始
		10月	山陰6信用金庫合同「第4回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
	27年	10月	営業地区を島根県全域および鳥取県米子市(旧淀江町を除く)、境港市に変更しました。
	28年	10月	山陰6信用金庫合同「第5回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
		12月	投資信託業務の開始
	29年	7月	横田支店を新築移転
		12月	移動ATM車「縁-YUKARI-」の運行開始
令和	2年	6月	第6代理事長 藤原俊樹就任

財 務 資 料

- 45 単体財務諸表
- 51 主要な事業の状況
- 51 主要な業務の状況を示す指標
- 53 預金に関する指標
- 53 貸出金等に関する指標
- 54 有価証券に関する指標
- 55 リスク管理債権
- 56 自己資本の充実の状況等
- 63 役員報酬に関する事項
- 64 有価証券の評価損益
- 65 退職給付に関する事項

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年
- 自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、予想損失額を見込んで計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正の検討を行い算定しております。

すべての貸出金等債権は、「資産の自己査定基準」に基づき、事業支援部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により算出した額を(発生の翌事業年度から)費用処理

当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(自令和5年3月1日至令和5年3月31日) 0.0713%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金13百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の

額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金(その他の引当金)は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金(その他の引当金)は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,013百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等や感染拡大の状況及びその経済への影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
203百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,624百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	759百万円
危険債権額	1,517百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	99百万円
合計額	2,376百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債券の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	102百万円
預け金	2,903百万円
現金	0百万円

担保資産に対応する債務

預金	11百万円
借入金	1,730百万円

上記のほか、為替決済等の担保として預け金 2,500百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は61百万円であります。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日：平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法：土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動

産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 444百万円

21.出資1口当たりの純資産額 676円68銭

22.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか事業支援部により行われ、また、定期的に審査会やローンレビュー会議を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、総合リスク管理会議によって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合リスク管理会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで総合リスク管理会議に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替により元本が変動する資産、負債を保有しております。また、有価証券については、利息が為替により変動するパワーリバースデュアルカレンシー債を保有しており、為替の変動が収益に与える影響を計測し、定期的に総合リスク管理会議へ報告しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理会議の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、総合リスク管理会議において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,191百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較するバックテストングを実施し、VaRの計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23.金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預け金	16,062	16,747	685
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,700	1,705	5
その他有価証券(*1)	41,165	41,165	—
(3)貸出金(*2)	67,373		
貸倒引当金(*3)	△1,013		
	66,359	67,341	981
金融資産計	125,287	126,959	1,671
(1)預金積金(*2)	123,687	123,829	141
(2)借入金(*2)	1,730	1,746	16
金融負債計	125,418	125,576	157

(*1)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2)貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*3)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	35
信金中央金庫出資金(*1)	590
組合出資金(*2)	12
合 計	638

(*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	100	101	1
	社 債	100	101	1
	その他	700	746	46
	小 計	800	847	47
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	300	296	△ 3
	社 債	300	296	△ 3
	その他	600	560	△ 39
	小 計	900	857	△ 42
合 計		1,700	1,705	5

その他の有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	30	26	4
	債 券	6,897	6,740	156
	国 債	209	200	8
	地方債	2,574	2,517	57
	社 債	4,112	4,022	90
	その他	6,190	5,764	426
	小 計	13,118	12,531	587
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	9	9	0
	債 券	11,117	11,975	△ 858
	国 債	2,076	2,387	△ 310
	地方債	2,677	2,982	△ 304
	社 債	6,362	6,606	△ 243
	その他	16,919	19,319	△ 2,400
	小 計	28,046	31,305	△ 3,258
合 計		41,165	43,836	△ 2,671

25. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株 式	83	8	0
債 券	102	3	—
国 債	102	3	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	0	0	0
合 計	185	12	0

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、10百万円(うち、株式 10百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末における時価が帳簿価額の50%を下回った場合であります。

27. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の 金銭の信託	512	12

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,558百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,566百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	161 百万円
固定資産(減価償却)	18
賞与引当金	16
役員退職慰労引当金	12
未払事業税	3
その他の引当金	15
その他の有価証券評価差額金	721
その他	63
繰延税金資産小計	1,013
評価性引当額	△34
繰延税金資産合計	978
繰延税金負債	
その他	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	978

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第52期 2022年度	第53期 2023年度
経常収益	1,866,439	1,885,738
資金運用収益	1,687,466	1,738,270
貸出金利息	998,711	1,001,096
預け金利息	21,119	46,633
有価証券利息配当金	657,012	680,039
その他の受入利息	10,622	10,501
役務取引等収益	97,143	89,938
受入為替手数料	29,938	30,040
その他の役務収益	67,205	59,898
その他業務収益	21,683	24,305
国債等債券売却益	3,180	3,936
その他の業務収益	18,502	20,368
その他経常収益	60,146	33,223
株式等売却益	7,969	8,886
金銭の信託運用益	52,163	24,265
その他の経常収益	13	71
経常費用	1,486,339	1,681,396
資金調達費用	101,910	112,578
預金利息	91,860	103,623
給付補填備金繰入額	84	55
借入金利息	9,891	8,821
その他の支払利息	73	77
役務取引等費用	116,562	115,573
支払為替手数料	12,637	12,839
その他の役務費用	103,925	102,733
その他業務費用	65,357	16,423
国債等債券償還損	64,077	15,518
その他の業務費用	1,279	905
経費	1,163,195	1,184,954
人件費	739,772	732,951
物件費	385,533	411,750
税金	37,889	40,252
その他経常費用	39,313	251,866
貸倒引当金繰入額	3,982	214,420
貸出金償却	－	1
株式等売却損	24,371	189
株式等償却	－	10,270
その他の経常費用	10,959	26,985
経常利益	380,100	204,341
特別損失	2,342	4
固定資産処分損	2,342	4
税引前当期純利益	377,757	204,337
法人税、住民税及び事業税	122,535	57,301
法人税等調整額	△ 17,234	13,216
当期純利益	272,457	133,819
繰越金(当期首残高)	100,969	115,164
当期末処分剰余金	373,426	248,984

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益16円30銭。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第52期 2022年度	第53期 2023年度
当期末処分剰余金	373,426,462	248,984,384
剰余金処分額	258,261,659	158,154,229
普通出資に対する配当金	(年2.0%の割) 8,261,659	(年2.0%の割) 8,154,229
特別積立金	250,000,000	150,000,000
(体質強化積立金)	(250,000,000)	(150,000,000)
繰越金(当期末残高)	115,164,803	90,830,155

監査法人による外部監査について

当金庫の令和6年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその付属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規程に基づき、ACアーネスト監査法人の監査証明を受けており、令和6年5月28日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容の様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る 内部監査の有効性の確認について

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2024年6月25日

しまね信用金庫

理 事 長 藤 原 俊 樹

主要な事業の状況

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	千円	1,891,786	1,805,152	1,856,258	1,866,439	1,885,738
経常利益	千円	173,713	113,700	271,860	380,100	204,341
当期純利益	千円	98,147	85,839	141,626	272,457	133,819
出資総額	百万円	418	416	413	413	407
出資総口数	百万口	8	8	8	8	8
純資産額	百万円	7,190	7,321	6,732	5,373	5,517
総資産額	百万円	113,015	128,833	131,235	132,639	131,622
預金積金残高	百万円	102,505	118,407	121,679	124,645	123,687
貸出金残高	百万円	64,038	68,860	67,985	67,859	67,373
有価証券残高	百万円	30,035	35,281	42,341	42,457	42,913
単体自己資本比率	%	11.18	10.57	10.07	9.83	10.09
出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	1	1	1	1	1
役員数	人	10	10	11	11	11
うち常勤役員数	人	5	5	5	5	5
職員数	人	115	116	114	107	102

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 総資産額は債務保証見返を除いております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	2022年度	2023年度
資金運用収支	1,585,908	1,625,692
資金運用収益	1,687,466	1,738,270
資金調達費用	101,910	112,578
役務取引等収支	△ 19,419	△ 25,634
役務取引等収益	97,143	89,938
役務取引等費用	116,562	115,573
その他の業務収支	△ 43,674	7,881
その他業務収益	21,683	24,305
その他業務費用	65,357	16,423
業務粗利益	1,522,814	1,608,344
業務粗利益率	1.15%	1.22%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2022年度351千円、2023年度405千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

	2022年度	2023年度
業務純益	440,754	386,460
実質業務純益	359,619	423,390
コア業務純益	420,516	434,971
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	420,516	434,971

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資金運用勘定	132,067	132,386	1,687,466	1,738,270	1.27	1.31
うち貸出金	66,939	66,764	998,711	1,001,096	1.49	1.49
うち預け金	19,516	19,115	21,119	46,633	0.10	0.24
うち有価証券	44,634	45,543	657,012	680,039	1.47	1.49
資金調達勘定	127,590	127,777	101,910	112,578	0.07	0.08
うち預金積金	125,455	125,883	91,944	103,679	0.07	0.08
うち借入金	2,120	1,879	9,891	8,821	0.46	0.46

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度9百万円、2023年度9百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	70,375	21,728	92,103	10,334	40,469	50,803
うち貸出金	△ 3,990	2,402	△ 1,588	△ 2,592	4,978	2,386
うち預け金	△ 1,408	4,047	2,639	△ 424	25,938	25,514
うち有価証券	75,909	15,268	91,177	13,486	9,540	23,026
支払利息	1,598	△ 3,154	△ 1,556	△ 815	11,483	10,668
うち預金積金	2,727	△ 3,185	△ 458	314	11,420	11,734
うち借入金	△ 1,123	31	△ 1,092	△ 1,133	63	△ 1,070

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については按分しております。

利益率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.28	0.15
総資産当期純利益率	0.20	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

利鞘

(単位:%)

	2022年度	2023年度
資金運用利回	1.27	1.31
資金調達原価率	0.99	1.01
総資金利鞘	0.28	0.30

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	216	135	—	216	135
	2023年度	135	172	—	135	172
個別貸倒引当金	2022年度	795	705	175	620	705
	2023年度	705	841	40	664	841
合計	2022年度	1,011	840	175	836	840
	2023年度	840	1,013	40	799	1,013

貸出金償却

(単位:千円)

2022年度	—
2023年度	1

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
流動性預金	44,765	45,227
うち有利息預金	38,673	39,513
定期性預金	80,390	80,349
うち固定金利定期預金	80,362	80,321
うち変動金利定期預金	28	27
その他	299	306
計	125,455	125,883
譲渡性預金	—	—
合計	125,455	125,883

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
定期預金	79,611	76,952
うち固定金利定期預金	79,583	76,925
うち変動金利定期預金	28	27
その他	—	—

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
手形貸付	2,062	1,882
証書貸付	58,537	58,343
当座貸越	6,318	6,519
割引手形	21	18
合 計	66,939	66,764

貸出金残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
貸出金	67,859	67,373
変動金利	16,467	18,607
固定金利	51,391	48,765

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	33,081	48.7%	33,734	50.1%
運転資金	34,778	51.3%	33,639	49.9%
合 計	67,859	100.0%	67,373	100.0%

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	281	217
有価証券	27	—
動産	—	—
不動産	13,674	13,588
その他	—	—
計	13,982	13,806
信用保証協会・信用保険	12,983	11,519
保証	13,430	11,267
信用	27,462	30,780
合 計	67,859	67,373

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	221	301
その他	—	—
計	221	301
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	766	827
信用	1,643	1,491
合 計	2,631	2,621

預貸率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
期末預貸率	54.44	54.47
期中平均預貸率	53.35	53.03

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種区分	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	96	1,900	2.8	95	1,868	2.8
農業、林業	21	199	0.3	15	132	0.2
漁業	2	6	0.0	4	14	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	329	0.5	2	260	0.4
建設業	245	6,228	9.2	248	6,428	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	10	614	0.9	10	628	0.9
情報通信業	8	597	0.9	10	541	0.8
運輸業、郵便業	23	1,914	2.8	21	1,997	3.0
卸売業、小売業	234	6,510	9.6	234	5,366	8.0
金融業、保険業	14	3,499	5.2	14	3,388	5.0
不動産業	137	9,086	13.4	138	9,845	14.6
物品賃貸業	4	752	1.1	4	839	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	16	115	0.2	17	136	0.2
宿泊業	13	211	0.3	12	203	0.3
飲食業	141	1,697	2.5	144	1,481	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	65	2,000	2.9	69	2,140	3.2
教育、学習支援業	8	743	1.1	8	742	1.1
医療、福祉	35	2,644	3.9	38	2,508	3.7
その他のサービス	177	4,083	6.0	181	4,462	6.6
小計	1,251	43,137	63.5	1,264	42,986	63.8
地方公共団体	8	9,482	14.0	8	8,824	13.1
個人	4,240	15,240	22.4	4,062	15,562	23.1
合計	5,499	67,859	100.0	5,334	67,373	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

預証率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
期末預証率	34.06	34.69
期中平均預証率	35.57	36.17

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
国債	2,322	2,581
地方債	5,521	5,458
短期社債	—	—
社債	11,138	11,112
株式	200	127
外国証券	16,481	16,861
投資信託	8,713	9,153
その他の証券	257	248
合計	44,634	45,543

有価証券残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
国債	2,428	2,286
地方債	5,267	5,252
短期社債	—	—
社債	10,741	10,875
株式	132	75
外国証券	15,209	15,589
投資信託	8,379	8,540
その他の証券	298	292
合計	42,457	42,913

有価証券の残存期間別残高

■2022年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	104	—	—	109	2,213	—	2,428
地方債	100	712	210	839	651	2,753	—	5,267
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	201	1,020	1,692	834	1,685	4,616	690	10,741
株式	—	—	—	—	—	—	132	132
外国証券	200	498	296	462	418	6,449	6,884	15,209
その他の証券	7	256	292	629	2,767	—	4,725	8,678

■2023年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	102	—	—	107	2,076	—	2,286
地方債	100	811	103	1,203	150	2,883	—	5,252
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	401	925	1,849	928	1,477	4,598	695	10,875
株式	—	—	—	—	—	—	75	75
外国証券	198	500	292	605	729	6,199	7,063	15,589
その他の証券	185	222	83	3,183	340	—	4,817	8,833

リスク管理債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	892	892	589	303	100.00	100.00
	2023年度	759	759	224	534	100.00	99.81
危険債権	2022年度	1,670	1,660	1,258	402	99.40	97.57
	2023年度	1,517	1,508	1,201	307	99.41	97.15
要管理債権	2022年度	96	20	—	20	20.83	20.83
	2023年度	99	27	6	21	27.27	22.58
	三月以上延滞債権	2022年度	—	—	—	—	—
		2023年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2022年度	96	20	20	20.83	20.83
		2023年度	99	27	21	27.27	22.58
	小計(A)	2022年度	2,659	2,574	1,848	96.80	89.40
		2023年度	2,376	2,295	1,432	96.59	91.42
正常債権(B)	2022年度	67,857					
	2023年度	67,847					
総与信残高 (A)+(B)	2022年度	70,517					
	2023年度	70,224					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と、「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額(C)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び補償による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。

定性的開示事項

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆様からお預かりしている(普通)出資金のほか、当金庫が積立てているものがあります。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性は十分確保されています。
また、内包する各リスク(信用リスク、金利リスク、オペレーショナルリスク)は自己資本で十分対処できるものと考えております。
今後は、年度ごとの事業目標を着実にクリアし利益を積上げることにより自己資本をさらに充実させたいと考えています。

■信用リスクに関する項目

《リスク管理の方針及び手続きの概要》

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、中小・零細事業者への融資を基本とし、小口多数によるリスク分散を図るとともに、特定業種、特定先に対する与信限度額を設定するなど信用リスクの軽減に努めています。

信用リスクは、厳格な自己査定と信用格付による債務者区分別、格付ランク別に評価するとともに、大口融資先や問題債権についてはローンレビュー会議等で取組方針を検討しリスクの抑制に努めています。

信用リスク管理では、与信審査・与信管理・問題債権管理・自己査定を各担当部署で行っており、管理状況は定期的に総合リスク管理会議に報告し協議・検討するほか必要に応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

《リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関》

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める規程、取扱要領に従い適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等する場合があります。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める規程、取扱要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券関連取引のうち投資信託において、資産の効率的な運用に資するため外国為替関連取引等の派生商品取引が生じております。投資信託については、有価証券運用基準における投資方針の中で一定の投資枠内での取引に限定しており、派生商品取引のリスクは限定的です。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

《リスク管理の方針及び手続の概要》

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスクの総合管理部署を設置し管理するほかコンプライアンス委員会、総合リスク管理会議において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

当金庫は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び時価が一定割合下落したときの損失額をリスク量として把握するとともに、運用状況やリスクの状況について、定期的に総合リスク管理会議に報告し協議・検討するほか必要に応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める規程、要領などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適正なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

Δ EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 Δ NIIやNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、総合リスク管理会議での決定後、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

金利リスクの計測は毎月末を基準として月次で行っております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 ・ 1.25年

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 ・ 5年

(c) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

・ 流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しております。コア預金に割当てられない流動性預金は残存年数は0年と考えております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

・ 固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

・ 通貨別に算出した金利リスクの正値を単純合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

・ 割引金利にスプレッドは含めていますが、 Δ EVE/ Δ NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

・ コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しております。

(h) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

・ Δ EVE、 Δ NIIの計算は再評価法で計測しております。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。

(2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(a) 金利ショックに関する説明

・ 100BPV及び200BPVの採用、VaRの採用

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）

・ VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。将来収益の測定では5年間までの Δ NII、NIIを用いております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されております。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しております。

定量的開示事項

■自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,067	7,187
うち、出資金及び資本剰余金の額	413	407
うち、利益剰余金の額	6,662	6,787
うち、外部流出予定額(△)	8	8
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	135	172
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	135	172
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	17	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,219	7,359
コア資本に係る基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	14
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	14
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	14
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	7,205	7,344
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,405	69,786
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 780	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,174	△ 453
うち、上記以外に該当するものの額	393	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,871	2,984
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,276	72,770
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.83%	10.09%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	70,405	2,816	69,786	2,791
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	62,736	2,509	61,024	2,440
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	80	3	80	3
我が国の政府関係機関向け	90	3	90	3
地方三公社向け	172	6	239	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,255	210	5,197	207
法人等向け	22,654	906	22,501	900
中小企業等向け及び個人向け	11,863	474	10,174	406
抵当権付住宅ローン	250	10	903	36
不動産取得等事業向け	6,915	276	7,439	297
三月以上延滞等	70	2	75	3
取立未済手形	2	0	5	0
信用保証協会等による保証付	453	18	458	18
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	436	17	260	10
出資等のエクスポージャー	436	17	260	10
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,489	579	13,596	543
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,853	274	5,670	226
信用金庫連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	530	21	710	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,106	284	7,215	288
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
証券化	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,449	337	9,214	368
ルック・スルー方式	8,449	337	9,214	368
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	393	15		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,174	△ 46	△ 453	△ 18
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,871	114	2,984	119
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,276	2,931	72,770	2,910

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

◎信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国内	109,473	108,406	70,517	70,224	18,800	19,116	—	—	296	384
国外	9,002	9,203	—	—	9,002	9,203	—	—	—	—
地域別合計	118,475	117,610	70,517	70,224	27,802	28,320	—	—	296	384
製造業	3,262	3,209	2,199	2,177	996	996	—	—	1	1
農業、林業	211	139	211	139	—	—	—	—	22	76
漁業	72	78	72	78	—	—	—	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	423	354	423	354	—	—	—	—	—	—
建設業	6,920	7,044	6,903	7,044	—	—	—	—	26	50
電気・ガス・熱供給・水道業	1,718	1,830	719	731	999	1,099	—	—	—	—
情報通信業	1,779	1,423	1,218	1,082	500	300	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,033	3,221	1,927	2,027	1,106	1,194	—	—	—	—
卸売業、小売業	8,125	6,860	7,325	6,060	800	800	—	—	11	33
金融業、保険業	32,271	31,989	3,527	3,688	12,732	13,032	—	—	—	—
不動産業	12,276	13,280	9,575	10,481	2,506	2,605	—	—	14	14
物品賃貸業	756	843	755	842	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	129	148	129	148	—	—	—	—	—	—
宿泊業	217	207	217	207	—	—	—	—	4	4
飲食業	2,028	1,819	2,028	1,819	—	—	—	—	6	6
生活関連サービス業、娯楽業	2,205	2,368	2,205	2,368	—	—	—	—	37	37
教育、学習支援業	780	774	780	774	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3,046	2,890	2,841	2,687	205	203	—	—	—	—
その他のサービス	4,379	4,795	4,367	4,783	—	—	—	—	100	92
国・地方公共団体等	19,040	18,457	9,486	8,839	7,955	8,087	—	—	—	—
個人	13,600	13,888	13,600	13,888	—	—	—	—	70	67
その他	2,190	1,981	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	118,475	117,610	70,517	70,224	27,802	28,320	—	—	296	384
1年以下	16,062	13,278	9,852	9,864	500	699	—	—		
1年超3年以下	9,845	9,497	4,923	5,547	2,305	2,315	—	—		
3年超5年以下	8,110	9,426	5,938	6,113	2,125	2,213	—	—		
5年超7年以下	9,109	10,978	6,488	8,292	2,121	2,686	—	—		
7年超10年以下	17,244	14,067	13,916	9,535	2,828	2,432	—	—		
10年超	47,712	49,169	29,292	30,597	17,220	17,272	—	—		
期間の定めのないもの	10,386	11,187	105	272	700	700	—	—		
残存期間別合計	118,475	117,610	70,517	70,224	27,802	28,320	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、未決済為替貸などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	216	135	—	216	135
	2023年度	135	172	—	135	172
個別貸倒引当金	2022年度	795	705	175	620	705
	2023年度	705	841	40	664	841
合 計	2022年度	1,011	840	175	836	840
	2023年度	840	1,013	40	799	1,013

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	32	32	32	32	－	－	32	32	32	32	－	－
農林、林業	93	111	111	76	－	34	93	77	111	76	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	37	24	24	39	5	－	32	24	24	39	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	178	36	36	33	147	－	31	36	36	33	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	14	14	14	14	－	－	14	14	14	14	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
飲食業	35	18	18	23	16	－	19	18	18	23	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	16	15	15	203	－	－	16	15	15	203	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	193	196	196	198	－	－	193	196	196	198	－	－
その他のサービス	105	138	138	119	－	3	105	135	138	119	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	83	111	111	95	5	2	78	109	111	95	－	－
合 計	795	705	705	841	175	40	620	665	705	841	－	－

(注)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

◎リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付により 区分されたもの	格付以外により 区分されたもの	格付により 区分されたもの	格付以外により 区分されたもの
0%	—	21,968	—	20,899
10%	—	12,284	—	10,948
20%	399	27,204	201	27,679
35%	—	711	—	2,488
50%	5,340	235	4,114	305
75%	—	14,350	—	12,771
100%	2,282	31,358	1,702	32,361
150%	—	39	—	32
200%	—	—	—	—
250%	1,200	1,100	1,200	1,100
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	118,475		117,610	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		316	252	14,900	13,207	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等エクスポージャーに関する事項

◎貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	435	435	375	375
非上場株式等	462	—	458	—
合 計	897	435	833	375

◎出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	1	8
売却損	6	0
償却	—	10

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

◎貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	0	26

◎貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,548	15,767
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式を(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,995	3,945	265	265
2	下方パラレルシフト	0	0	2	32
3	スティープ化	3,381	3,331		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,995	3,945	265	265
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		7,344		7,205	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役員報酬に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	62

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です(期中退任者および期中に理事を退任し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は「基本報酬」53百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2023年度において対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

有価証券の評価損益

売買目的有価証券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	—	—	—	100	101	1
	社債	—	—	—	100	101	1
	その他	500	541	41	700	746	46
	小 計	500	541	41	800	847	47
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—	300	296	△ 3
	社債	—	—	—	300	296	△ 3
	その他	400	349	△ 50	600	560	△ 39
	小 計	400	349	△ 50	900	857	△ 42
合 計		900	891	△ 8	1,700	1,705	5

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7	6	1	30	26	4
	債券	7,423	7,175	247	6,897	6,740	156
	国債	315	300	15	209	200	8
	地方債	2,723	2,634	89	2,574	2,517	57
	社債	4,384	4,241	142	4,112	4,022	90
	その他	5,548	5,222	326	6,190	5,764	426
	小 計	12,979	12,404	575	13,118	12,531	587
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	89	114	△ 25	9	9	0
	債券	11,013	11,624	△ 611	11,117	11,975	△ 858
	国債	2,112	2,287	△ 174	2,076	2,387	△ 310
	地方債	2,543	2,733	△ 189	2,677	2,982	△ 304
	社債	6,356	6,603	△ 246	6,362	6,606	△ 243
	その他	17,423	20,065	△ 2,641	16,919	19,319	△ 2,400
	小 計	28,525	31,804	△ 3,278	28,046	31,305	△ 3,258
合 計		41,505	44,208	△ 2,703	41,165	43,836	△ 2,671

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

		2022年度	2023年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人株式		－	－
その他有価証券	非上場株式	35	35
	信金中央金庫出資金	410	590
	投資事業組合出資金	16	12

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2022年度		2023年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価損益
516	16	512	12

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

第102条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、デリバティブ取引等)

該当ありません。

退職給付に関する事項

退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2022年度	2023年度
退職給付債務(A)	438,110	365,341
年金資産(B)	320,330	335,461
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	72,394	△ 38,435
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	45,385	68,314

退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2022年度	2023年度
勤務費用(A)	26,597	28,358
利息費用(B)	—	4,819
期待運用収益(C)	△ 6,379	△ 6,406
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	614	14,913
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	20,831	41,684

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2022年度	2023年度
(1)割引率	0.0%	1.1%
(2)長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
(3)退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	5年	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	5年	

信用金庫法第89条に基づく記載事項

1. 金庫の概況および組織に関する事項

①事業の組織	37
②理事・監事の氏名及び役職名	37
③事務所の名称及び所在地	41～42
④総代会制度	38～39

2. 金庫の主要な事業の内容 26～31

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況 9～10

(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況

●経常収益・経常利益・当期純利益	51
●出資総額及び出資総口数	51
●純資産額・総資産額	51
●預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	51
●単体自己資本比率	51
●出資に対する配当金	51
●職員数	51

(3)直近の2事業年度における事業の概況

①主要な業務の状況を示す指標

●業務粗利益及び業務粗利益率	51
●資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	51
●資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	52
●受取利息及び支払利息の増減	52
●総資産経常利益率・総資産当期純利益率	52

②預金に関する指標

●流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	53
●固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	53

③貸出金等に関する指標

●手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	53
●固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	53
●担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産・保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	53
●使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	53
●業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	54
●預貸率の期末値及び期中平均値	54

④有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高	54
●有価証券の残存期間別の残高	55
●有価証券の種類別の平均残高	54
●預証率の期末値及び期中平均値	54

4. 金庫の事業の運営に関する事項

①リスク管理の体制	21
②法令遵守の体制	23
③金融ADR制度への対応	22
④内部管理基本方針	22

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	45～50
●監査法人による外部監査	50
●財務諸表の適正性、内部監査の有効性	50
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	55
②危険債権に該当する貸出金	55
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	55
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	55
(3)自己資本の充実の状況	
●定性的開示事項	56・57
●定量的開示事項	58～62
(4)有価証券、金銭の信託に関する価格及び評価損益	64
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
(6)貸出金償却の額	52

6. 金融再生法開示債権額

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55
(2)危険債権	55
(3)要管理債権	55
(4)正常債権	55

7. 役員報酬に関する事項 63

その他の記載事項

●経営方針	3
●営業地区一覧	3・41・42
●第7次中期経営計画	4
●トピックス	8
●個人情報保護宣言	22
●顧客保護等管理方針	23
●反社会的勢力に対する基本方針	23
●利益相反管理方針の概要	24
●金融商品に係る勧誘方針	24
●社会的責任に対する考え方	11
●地域金融円滑化のための基本方針	14
●地域経済活性化への取組み	13～20
●商品・サービスの内容	26～33
●手数料一覧	34～36
●キャッシュサービスコーナー一覧	41～42
●あゆみ	43
●退職給付に関する事項	65



100年分の感謝をこめて
これからも あなたと共に 地域と共に



松江市御手船場町557-4 TEL(0852)23-5505(代)
[ホームページアドレス] <https://www.shimane-shinkin.co.jp/>